

阿久根市地域防災計画

(原子力災害対策編)

(案)



阿久根市防災会議

沿革

策定	平成 2 5 年	5 月
一部修正	平成 2 9 年	3 月
一部修正	平成 3 0 年	月

阿久根市地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	定義	1
第 3 節	計画の性格	5
第 4 節	計画の周知徹底	6
第 5 節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	6
第 6 節	計画の基礎とするべき災害の想定	6
第 7 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	7
第 8 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	9
第 9 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	10

第 2 章 防災体制

第 1 節	災害応急対策における対応基準	19
第 2 節	防災活動体制	20

第 3 章 原子力災害事前対策

第 1 節	基本方針	41
第 2 節	九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	41
第 3 節	県による立入調査への同行	41
第 4 節	原子力防災専門官との連携	41
第 5 節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	41
第 6 節	情報の収集・連絡体制等の整備	42
第 7 節	緊急事態応急体制の整備	44
第 8 節	複合災害に備えた体制の整備	49
第 9 節	避難収容活動体制の整備	50
第 10 節	飲食物の出荷制限，摂取制限等に関する体制整備	55
第 11 節	緊急輸送活動体制の整備	56
第 12 節	救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備	56
第 13 節	市民等への的確な情報伝達体制の整備	58
第 14 節	行政機関の業務継続計画の策定	59
第 15 節	原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	59
第 16 節	防災業務関係者の人材育成	60
第 17 節	防災訓練等の実施	61

第18節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	6 2
第19節	災害復旧への備え	6 3

第4章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	6 4
第2節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	6 4
第3節	活動体制の確立	7 1
第4節	避難，屋内退避等の防護措置	7 3
第5節	治安の確保及び火災の予防	8 2
第6節	飲食物の出荷制限，摂取制限等	8 3
第7節	緊急輸送活動	8 5
第8節	救助・救急，消火及び医療活動	8 6
第9節	市民等への的確な情報伝達活動	8 6
第10節	自発的支援の受入れ等	9 0
第11節	行政機能の移転及び業務継続に係る措置	9 1
第12節	家畜の使用管理・飼料管理の指導	9 1

第5章 複合災害時対策

第1節	基本方針	9 2
第2節	災害応急体制	9 2
第3節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	9 2
第4節	屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施	9 2
第5節	緊急輸送活動体制の確立	9 4
第6節	救助・救急，消火及び医療活動	9 4
第7節	市民等への的確な情報伝達活動	9 4

第6章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	9 5
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	9 5
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	9 5
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	9 5
第5節	各種制限措置の解除	9 5
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	9 6
第7節	被災者等の生活再建等の支援	9 6
第8節	風評被害等の影響の軽減	9 6
第9節	被災中小企業等に対する支援	9 7
第10節	心身の健康相談体制の整備	9 7

資料編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所の原子炉の運転等（原子炉の運転、貯蔵、加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規程を定める施設）の運転及び発電所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 定義

この計画において用いる用語を次のように定義する。

1 原子力災害

原子力緊急事態により市民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2 原子力緊急事態

原災法第2条第2号の規定する事態であり、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

4 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

5 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6 立地市

薩摩川内市をいう。

7 関係周辺市町

原災法第7条第2項に規定する市町であり，いちき串木野市，阿久根市，鹿児島市，出水市，日置市，始良市，さつま町，長島町をいう。

8 受入市町村

立地市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所，行政機能移転先となる施設又は緊急被ばく医療対策として設置する救護所等の所在市町村をいう。

9 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

内閣府，原子力規制委員会，環境省，経済産業省，文部科学省，国土交通省等

10 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局，九州厚生局，九州農政局，九州経済産業局，九州産業保安監督部，九州運輸局等

11 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社，西日本電信電話株式会社，日本赤十字社，日本放送協会等

12 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

株式会社南日本放送，株式会社エフエム鹿児島，公益社団法人鹿児島県医師会，公益社団法人鹿児島県トラック協会等

13 公共的団体

漁業協同組合，鹿児島いずみ農業協同組合等をいう。

14 防災関係機関

県，立地市，関係周辺市町，受入市町村，県警察，県教育委員会，消防機関，指定行政機関，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体，九州電力，その他防災機関をいう。

15 原子力防災専門官

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ、原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識、経験等を有する者であり、平常時には、原子力防災に係る関係機関との連携を強化し、不測の事態に備える態勢を確立する業務を行うとともに、原子力災害時には、オフサイトセンターにおいて、その状況の把握のため必要な情報の収集・提供、応急措置に関する助言など原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

16 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

17 オフサイトセンター

原災法第12条に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設であって、原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設で、通称オフサイトセンターという。

18 情報収集事態

薩摩川内市で、震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（本県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。

19 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階（**薩摩川内市**において、震度6弱以上の地震が発生した場合など）をいう。

20 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

21 全面緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

22 施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

23 要配慮者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

24 国事故現地警戒本部

情報収集事態又は警戒事態が発生した場合において、オフサイトセンターに原子力規制事務所副所長若しくは原子力防災専門官を現地本部長として設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部のことをいう。

25 国事故現地対策本部

施設敷地緊急事態が発生した場合において、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部のことをいう。

26 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を議長としてオフサイトセンターに参集した国、県、立地市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のため開催される会議をいう。

27 国現地本部

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力災害現地対策本部のことをいう。原子力災害現地対応の総合調整を行う。

28 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国、県、立地市、関係周辺市町、九州電力及び専門家等によって構成される組織で、国現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行うことを目的としている。

29 機能グループ

オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会をサポートするために、国、県、立地市、関係周辺市町及び九州電力等の職員で構成される組織で、総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、実動対処班、運営支援班、プラントチームの8つの班等をいい、国現地本部を構成する。

30 緊急事態応急対策実施区域

原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言において緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

31 警戒区域

原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第63条の規定に基づき、立地市長又は関係周辺市町長が、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、一度に大量の放射線により被ばくすることなどにより人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は退去を命じることができる区域をいう。

32 環境放射線監視強化区域

平常時から緊急時に備えてモニタリングポストを整備するなど、環境放射線の監視を強化して行う原子力発電所から概ね30kmの圏内及び甕島の全域の区域をいう。

33 原子力防災・避難施設等調整システム

一時移転等の防護措置が必要となったとき、UPZ内の住民については、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど避難先として不適當である場合の代替の避難所を、UPZ内の医療機関、社会福祉施設については、その避難先を迅速に調整するためのシステム（以下、「避難施設等調整システム」という。）をいう。

第3節 計画の性格

第1 阿久根市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、阿久根市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 阿久根市における他の災害対策との関係

この計画は、「阿久根市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「阿久根市地域防災計画」に拠るものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、**原子力災害対策指針**、**鹿児島県地域防災計画**又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、過酷事故を想定する。

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、放射性セシウム、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や建築物、工作物等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材，モニタリング設備，非常用通信機器等の整備，避難計画等の策定等，原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については，原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ，施設の特性，行政区画，地勢等地域に固有の自然的，社会的周辺状況等を勘案し，具体的な地域を定めるものとする。

第1 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone, 以下「P A Z」という。）

P A Zとは，急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため，緊急事態区分に応じて即時避難を実施する等，放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり，原子力発電所を中心としておおむね5 k mとする。

なお，本市においては，P A Zはない。

第2 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action planning Zone, 以下「U P Z」という。）

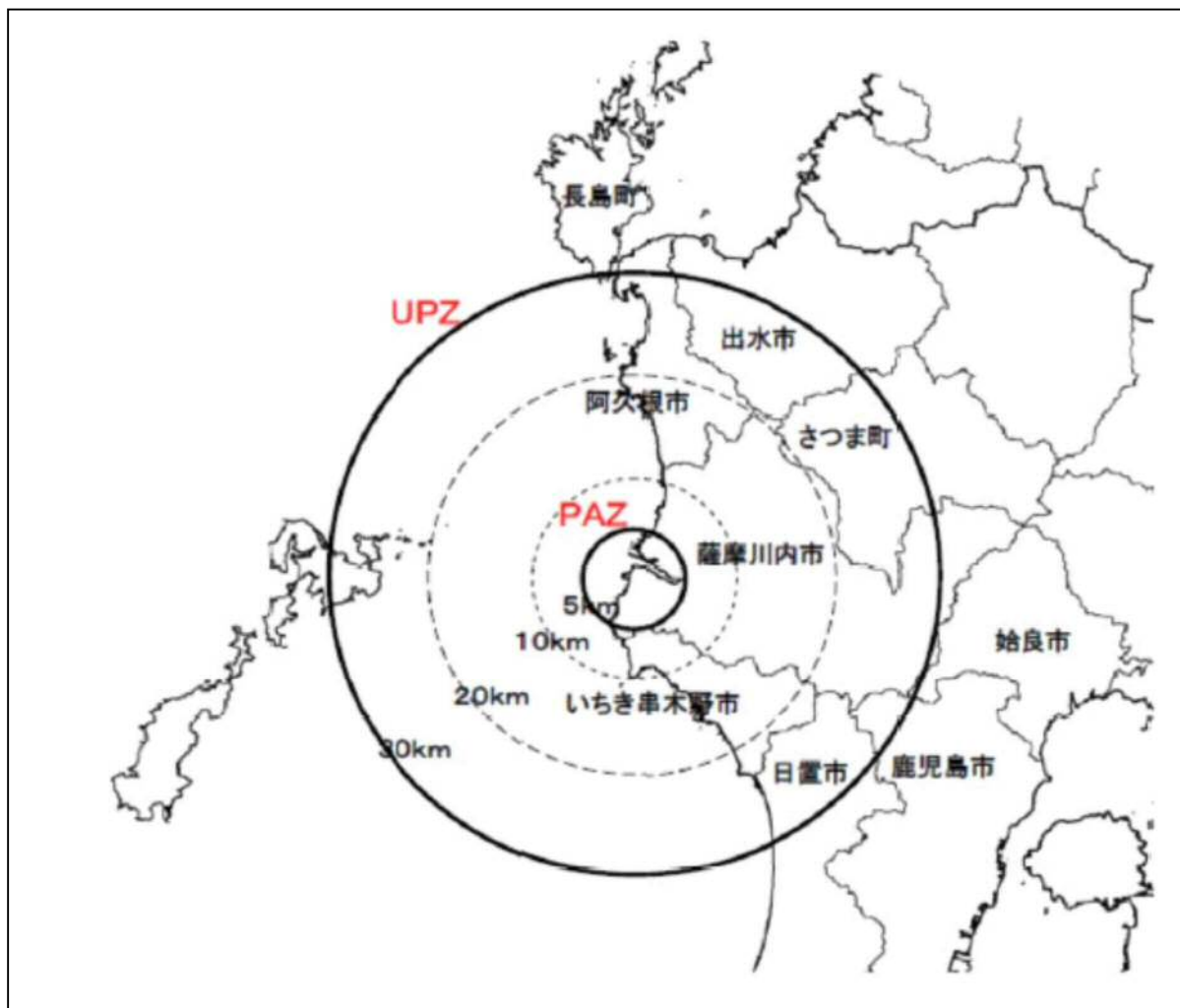
U P Zとは，確率的影響のリスクを最小限に抑えるため，緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき，緊急時防護措置を準備する区域であり，原子力発電所を中心としておおむね半径5 ～3 0 k mの範囲内とする。（表1－7－1及び図1－7－1のとおり）

防護措置基準の具体的内容については，国が定めるところによる。

表 1－7－1 UPZ

対象地域
阿久根市全域

図 1－7－1 PAZ及びUPZ



第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

緊急事態区分を判断するための基準となる緊急時活動レベル（EAL:Emergency ActionLevel, 以下「EAL」という。）は、各原子力発電所の固有の特性に応じて設定される必要があり、今後九州電力により詳細な検討が行われるが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、原子力災害対策指針においては、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等が適用されている。「実用発電用原子炉の具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容」の概要は、以下のとおりである。

なお、本市が位置するUPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

実用発電用原子炉の具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容

緊急事態区分	当面のEAL	措置の概要
警戒事態	警戒事象	住民防護のための防護開始
施設敷地緊急事態	特定事象 (原災法10条事象)	PAZ内 ・より時間を必要とする住民等の避難準備 ・住民等の避難準備
全面緊急事態	原子力緊急事態 (原災法15条事象)	PAZ内 ・住民等の避難準備 UPZ内 ・住民等の避難等の準備と空間放射線量率に基づく避難等

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 市

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
(2) 原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。
(3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
(4) 通信連絡設備の整備に関すること。
(5) 放射線防護資機材の整備に関すること。
(6) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。
(7) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
(8) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。
(9) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
(10) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(11) 緊急時モニタリングの協力に関すること。
(12) 住民等の避難等（屋内退避，コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ。）のための立退きの勧告又は指示等及び立入制限，警戒区域の設置に関すること。
(13) 避難所の開設及び運営に関すること。
(14) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物等の採取・出荷制限等に関すること。
(15) 被ばく医療措置の協力に関すること。
(16) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。
(17) 放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関すること。
(18) 各種制限措置の解除に関すること。
(19) 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。
(20) 風評被害等の影響の軽減に関すること。
(21) 住民相談窓口の設置に関すること。
(22) 健康相談窓口の設置に関すること。
(23) 広域避難計画の作成に関すること。
(24) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。
(25) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。

2 消防機関

機関名	事務又は業務
阿久根地区消防組合 阿久根市消防団 阿久根市女性消防隊	(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。 (2) 住民等の避難等の誘導に関する事。 (3) 傷病者の救急搬送に関する事。 (4) 住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関する事。 (5) 緊急事態応急実施区域の消防対策に関する事。 (6) 原子力災害合同対策協議会への参画に関する事。

3 市教育委員会

事務又は業務
(1) 児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関する事。 (2) 災害時における児童及び生徒の安全対策に関する事。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関する事。 (4) 小中学校への災害情報の伝達に関する事。 (5) 被災した児童及び生徒の把握及び心のケア等に関する事。 (6) 小中学校の避難計画作成への指導・調整に関する事。

4 県

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。 (6) 環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関すること。 (7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること。 (8) 放射線防護資機材の整備に関すること。 (9) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (10) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (11) 災害対策本部等の設置・運営に関すること。 (12) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (14) 住民等の避難等及び立入制限等に係る市への指示要請に関すること。 (15) 避難施設等調整システムを活用したUPZ内の住民，医療機関及び社会福祉施設の避難先の調整に関すること。 (16) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物等の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る市への指示に関すること。 (17) 被ばく医療措置に関すること。 (18) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。 (19) 環境汚染への対処に関すること。 (20) 原子力災害対策に係る市への指示，指導及び助言に関すること。 (21) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 (22) 風評被害等の影響の軽減に関すること。 (23) 住民相談窓口の設置に関すること。 (24) 健康相談窓口の設置に関すること。 (25) 避難者の受入市町村への協力要請及び情報提供に関すること。 (26) 原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。 (27) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (28) 薩摩川内市及び関係周辺市町と受入市町との調整に関すること。

5 受入市町

事務又は業務
(1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。 (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。 (4) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (5) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (6) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。 (7) 市の住民等の避難受入に係る協力に関すること。 (8) 避難所等の提供・開設・運営協力に関すること。 (9) 避難誘導への協力に関すること。 (10) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。 (11) 被ばく医療措置への協力に関すること。 (12) 環境汚染への対処に関すること。 (13) 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。 (14) 風評被害等の影響の軽減に関すること。 (15) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。避難所等の提供・開設・運営協力に関すること。

6 県警察（阿久根警察署）

事務又は業務
(1) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (2) 住民等の避難等の誘導に関すること。 (3) 緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関すること。 (4) 災害状況の把握及び連絡通報に関すること。 (5) 緊急輸送の先導に関すること。 (6) 防犯対策（避難所その他）に関すること。 (7) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。

7 鹿児島県教育委員会

事務又は業務
(1) 園児、児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 (2) 災害時における園児、児童及び生徒の安全対策に関すること。 (3) 災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。 (4) 小中学校及び県立学校への災害情報の伝達に関すること。 (5) 被災した園児、児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。 (6) 小中学校及び県立学校等避難計画作成への指導・調整に関すること。

8 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
九州管区警察局	(1) 災害時における管区内各県警察の指導及び調整（警察災害派遣等の応援派遣，装備資機材の援助等）関すること。 (2) 災害時における警察庁及び他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局	(1) 災害時における農地，農業用施設，家畜・家きん，農林畜水産物への影響等に関する情報収集等に関すること。 (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (3) 災害時における応急用食料等の確保等に関すること。 (4) 被災地周辺の家畜・家きん，飼料，たい肥，農林畜水産物等の移動規制及び解除に関すること。
九州森林管理局 (北薩森林管理署)	災害時における国有林野，国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関すること。
九州経済産業局	災害に関する情報収集及びそれらに係る支援に関すること
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調整及び指導に関すること。 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (3) 災害時における海上輸送の調整及び指導に関すること。 (4) 災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関すること。 (5) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関すること。 (6) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
大阪航空局 (鹿児島空港事務所)	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 災害時における飛行場使用の総合調整に関すること。 (3) 原子力災害発生時の航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定に関すること。

第十管区海上保安本部 串木野海上保安部	(1) 災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。 (2) 災害時における海上における応急救援に関すること。 (3) 船舶に対する航行規制等及び周辺海域の警戒警備に関すること。 (4) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。 (5) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
福岡管区气象台 鹿児島地方气象台	(1) 気象情報の把握，伝達及び発表に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの協力に関すること。 (3) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練に関すること。 (3) 災害時における通信機器の確保に関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制，監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	(1) 災害時における労働災害調査に関すること。 (2) 労働災害防止についての監督，指導に関すること。 (3) 被災労働者に対する救助，救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての必要な指導に関すること。 (4) 事業者に対する労働者の被ばく管理の監督，指導に関すること。 (5) 被災事業場の再開についての必要な指導に関すること。 (6) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため，離職者の発生状況，求人・求職の動向等に関する情報の収入・把握及び離職者の早期再就職に関すること。 (7) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関すること。
九州地方整備局 (鹿児島国道事務所 阿久根維持出張所)	(1) 災害時における国道の通行確保に関すること。 (2) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (3) 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
九州地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 (2) 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。

9 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第12普通科連隊 海上自衛隊 第1航空群	(1) 災害時における応急救援に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの支援に関すること。 (3) 被害状況の把握に関すること。 (4) 避難の救助に関すること。 (5) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (6) 消防活動に関すること。 (7) 救護に関すること。 (8) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (9) スクリーニング及び除染に関すること。 (10) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (11) その他生活支援等に関すること。

10 指定公共機関

機関名	事務又は業務
西日本高速道路株式会社	(1) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。 (2) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 (3) 緊急輸送、避難に対する協力に関すること。 (4) 災害救助等災害緊急車両の通過に伴う料金徴収の免除の取り扱いに関すること。
九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 (2) 災害時における救助物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社（鹿児島支店） KDDI 株式会社 株式会社 NTT トコモエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	(1) 災害時における通信の確保に関すること。 (2) 仮設回線の設置に関すること。 (3) 災害時優先電話に関すること。
日本郵便株式会社 (阿久根郵便局他)	災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
日本赤十字社 鹿児島県支部 阿久根市地区	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 被災者に対する救援物資の配分に関すること。
日本放送協会	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(1) 原子力災害合同対策会議への専門家派遣に関する事 (2) 緊急時モニタリングセンターへ参画に関する事 (3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関する事
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	(1) 原子力災害合同対策会議への専門家派遣に関する事 (2) 緊急時モニタリングセンターへ参画に関する事 (3) 緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関する事 (4) 緊急時被ばく医療に関する事。利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関する事。

1 1 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
株式会社南日本放送 鹿児島テレビ放送株式会社 株式会社鹿児島放送 株式会社エフエム鹿児島 株式会社鹿児島読売テレビ	(1) 原子力防災に関する知識の普及に関する事 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事
出水郡医師会 出水郡歯科医師会	災害時における医療救護に関する事。
公益社団法人鹿児島県トラック協会 公益社団法人鹿児島県バス協会	災害時における救助物資及び避難者の緊急輸送協力に関する事。

1 2 公共的団体等

機関名	事務又は業務
その他の公共的団体 社会福祉施設経営者 漁業協同組合 農業協同組合 阿久根商工会議所	(1) 防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 (2) 災害時における入所者等の安全対策に関すること。(避難計画の作成) (3) 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 (4) 農林畜水産物の出荷制限に関すること。
肥薩おれんじ鉄道	災害時における救助物資，人員の緊急輸送に関すること。

1 3 九州電力

事務又は業務
(1) 川内原子力発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 原子力事業者防災業務計画の作成に関すること。 (3) 川内原子力発電所の災害予防に関すること。 (4) 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。 (5) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (6) 災害時における施設内の応急対策に関すること。 (7) 通報連絡設備及び体制の整備に関すること。 (8) 環境放射線モニタリング設備，機器類の整備に関すること。 (9) 環境放射線モニタリングの実施に関すること。 (10) 原子力防災資機材の整備に関すること。 (11) 原子力災害対策の資料の整備に関すること。 (12) 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること。 (13) 原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (14) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (15) 相談窓口の設置に関すること。 (16) 市，県及び関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (17) 環境汚染への対処に関すること。 (18) 災害復旧に関すること。

第2章 防災体制

第1節 災害応急対策における対応基準

市は、次の表2-1-1「災害応急対策における対応基準」にしたがって災害応急対策をとるものとする。

表2-1-1 災害応急対策における対応基準

体制 区分	市の体制の設置基準	市の対応	県の対応		国の対応
			県庁	オフサイトセンター (薩摩川内市)	
警戒本部体制	・ 九州電力から異常事象の通報（※）を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。	災害警戒本部の設置・運営	災害警戒本部の設置・運営		
	・ 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、市長が必要であると認めたとき。				
	・ 県から警戒を要する旨の指示、指導又は助言があったとき。				
対策本部体制	・ 警戒事象の発生通報を受けたとき。	災害対策本部の設置・運営（現地災害対策本部の設置・運営）	災害対策本部の設置・運営	現地災害対策本部の設置・運営	国事故現地警戒本部の設置・運営
	・ 特定事象の発生通報を受けたとき。				国事故現地対策本部の設置・運営
	・ 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された旨の通報を受けた場合において、市長が必要であると認めたとき。 ・ 前述の通報を受ける前に市長が特に必要があると認めたとき。				
緊急時体制	・ 原災法第15条第2項に基づいて内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。				国現地本部の設置・運営
					現地事故対策連絡会議の開催 （オフサイトセンターにて） ・原子力災害合同対策協議会の開催 ・機能グループへの参画 （オフサイトセンターにて）

※ 「いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書」第4条に規定する事項をいう。

第2節 防災活動体制

第1 警戒本部体制

1 災害警戒本部の設置

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、総務課長を本部長とする災害警戒本部を総務課に設置し、県及び九州電力等関係機関と緊密な連携を図り、異常事象に対応するため、あらかじめ定められた警戒体制をとり、必要な情報等を得るなどし、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

災害警戒本部の組織、構成、各構成員の所掌事務は表2-2-1の「災害警戒本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

2 情報の収集

市は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、原子力防災専門官、九州電力等から情報等を得るなど国、県等との連携を図りつつ、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

3 警戒本部の所掌事務

- (1) 原子力発電所における異常事象についての情報収集に関すること。
- (2) 国及び九州電力との連絡調整に関すること。
- (3) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 関係課等相互の連絡調整に関すること。
- (5) 緊急時モニタリングに関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) その他必要な事項

4 災害警戒本部の廃止

- (1) 警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生通報を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 市長が災害の危険が解消したと認めたとき。

5 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

表 2－2－1 災害警戒本部の組織，構成，所掌事務

職 名	充 当 職	所掌事務
警 戒 本 部 長	総務課長	・ 市長の命を受け，警戒本部の事務を総括する。
副 警 戒 本 部 長	総務課 危機管理係長	・ 警戒本部長を補佐し，警戒本部長に事故あるときは，その職務を代理する。 ・ 情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施，準備等に必要な事務を処理する。
警 戒 本 部 員	総務課 危機管理係員	・ 原子力発電所や環境放射線モニタリング情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施準備等に必要な事務を処理する。

第2 対策本部体制

1 災害対策本部

(1) 設置

市は、対策本部体制を取るべき状況になった場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、県に連絡するとともに、市の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施に当たる。

災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は下記並びに表2-2-2の「阿久根市災害対策本部組織図」及び表2-2-3の「組織編制及び所掌事務」のとおりとする。

(2) 所掌事務

- ア 災害状況の把握に関すること。
- イ 国、県、九州電力その他関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- エ 防護対策実施区域の決定に関すること。
- オ 住民等の避難及び立入り制限に関すること。
- カ 国の専門家の派遣要請に関すること。
- キ 報道機関との連絡調整に関すること。
- ク 自衛隊への派遣要請等に関すること。
- ケ 海上保安部への派遣要請等に関すること。
- コ バス会社等への協力要請に関すること。
- サ 緊急被ばく医療に関すること。
- シ 緊急時モニタリング等の協力に関すること。
- ス 飲食物等の摂取制限に関すること。
- セ 農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。
- ソ 交通規制・緊急時輸送等に関すること。
- タ 環境汚染への対処に関すること。
- チ 原子力合同対策協議会への参画に関すること。
- ツ 避難所の開設及び運営に関すること。
- テ 住民相談窓口、健康相談窓口の設置及び運営に関すること。
- ト その他必要な事項

(3) オフサイトセンターの機能確認

市は、国によるオフサイトセンターへの参集の連絡前に原子力規制委員会川内原子力規制事務所にオフサイトセンターが機能していることを確認するものとする。

(4) 警戒事態発生の場合の対応

ア オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官と連携をとり、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

イ 国事故現地警戒本部との情報の共有等

市は、オフサイトセンター内に設置された国事故現地警戒本部に対応状況を随時連絡するなど、国事故現地警戒本部との連携・調整・情報の共有を行うものとする。

(5) 施設敷地緊急事態発生の場合の対応

ア 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

イ 国事故現地対策本部との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国事故現地対策本部との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(6) オフサイトセンターが機能しない場合の対応

ア 国の本部との連絡確保

災害の影響等の事由により、国事故現地警戒本部や国事故現地対策本部が十分機能しない場合には、国事故警戒本部や国事故対策本部事務局との通信手段を確保し対応するものとする。

イ 代替オフサイトセンターの立上げへの協力

市は、オフサイトセンターが機能不全により使用できない場合には、原子力防災専門官と連携し、代替オフサイトセンターへの移転・立ち上げへの協力を行うものとする。

(参考)

オフサイトセンター	薩摩川内市神田町 1－3 鹿児島県原子力防災センター
代替オフサイトセンター	日置市東市来町長里 1 0 2 0－1 鹿児島県消防学校
	鹿児島市鴨池新町 1 0－1 鹿児島県庁行政庁舎

2 現地災害対策本部

(1) 設置

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、被災現地と災害対策本部との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速的な応急対策を実施するため、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとし、現地本部の長（以下「現地本部長」という。）には副市長を充てる。

現地本部の組織、構成、各チームの所掌事務は表 2－2－4 の「現地災害対策本部等の組織図」及び表 2－2－5 の「現地災害対策本部等の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

(2) 現地本部の所掌事務

派遣要員の所掌事務は次のとおりとする。

- ア 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- イ 災害状況の収集伝達に関すること。
- ウ 住民等に対する情報提供、指示伝達及び相談窓口に関すること。
- エ 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る住民への伝達に関すること。
- オ 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る災害対策本部への連絡に関すること。
- カ 住民避難等についての災害対策本部への連絡に関すること。
- キ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に係る災害対策本部への連絡に関すること。
- ク 現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
- ケ 原子力災害合同対策協議会及び各機能グループへの参画に関すること。
- コ その他必要な事項

3 災害対策本部等の廃止

- (1) 災害対策本部長が、原子力災害対策の必要がなくなつたと認めたとき。
- (2) 原子力災害事後対策が収束し、災害対策本部長が、原子力災害対策の必要がなくなつたと認めたとき。

4 災害対策本部等の緊急時体制への移行

原災法第15条第1項に規定する全面緊急事態に至り、同条第2項の原子力緊急事態宣言が発出された場合には、緊急時体制に移行する。

表 2 - 2 - 2 阿久根市災害対策本部組織表

本部 市長	副本部 副市長	総務対策部		連絡事務班(班長)	)
		対策部長	総務課長	人 事 班(班長)	)
		対策副部長	財政課長	秘 書 広 報 班(班長)	)
		対策副部長	企画調整課長	財 政 班(班長)	)
		対策副部長	会計課長	調 達 班(班長)	)
		対策副部長	議会事務局長	出 納 班(班長)	)
		対策副部長	監査事務局長		
		対策副部長	選管事務局長		
		民生衛生対策部		民生衛生総務班(班長)	)
		対策部長	福祉課長	救 援 援 助 班(班長)	)
		対策副部長	税務課長	保 健 班(班長)	)
		対策副部長	市民環境課長	環 境 衛 生 班(班長)	)
		対策副部長	健康増進課長		
		対策副部長	介護長寿課長		
		産業対策部		農 政 班(班長)	)
		対策部長	農政課長	蓄 産 班(班長)	)
		対策副部長	水産林務課長	耕 地 班(班長)	)
		対策副部長	商工観光課長	農 業 施 設 班(班長)	)
		対策副部長	農業委員会事務局長	林 務 班(班長)	)
				水 産 班(班長)	)
				商 工 観 光 班(班長)	)
		土木対策部		土 木 総 務 班(班長)	)
		対策部長	都市建設課長	土 木・都市施設班(班長)	)
		対策副部長	都市建設課長補佐	建 築・住 宅 班(班長)	)
				道 路 維 持 班(班長)	)
				労 務 班(班長)	)
		教育対策部		教 育 総 務 班(班長)	)
		対策部長	教育総務課長	指 導 班(班長)	)
		対策副部長	学校教育課長	施 設 班(班長)	)
		対策副部長	生涯学習課長		
		対策副部長	スポーツ推進課長		
		水道対策部		給 水 班(班長)	)
		対策部長	水道課長	工 務 班(班長)	)
		対策副部長	水道課長補佐		
		消防対策部		消 防 総 務 班(班長)	)
		対策部長	消防参事(消防長)	警 防 班(班長)	)
		対策副部長	消防参事(消防署長)	消 防 班(班長)	)
				危 険 物 班(班長)	)

1 総務対策部

26

		報道機関への広報伝達に関すること。 4 災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む。）の住民及び報道機関への広報発表に関すること。 5 災害写真等災害記録の収集に関すること。	
	調達班	1 災害応急物資の調達に関すること。 2 市有財産の災害調査に関すること。 3 災害事務のための車両に関すること。 4 炊出し用主食の調達に関すること。 5 被災者への炊出し食品の支給に関すること。	
	出納班	1 義援金の保管に関すること。 2 災害に関する諸支出に関すること。 3 災害に関する用度の出納に関すること。	

2 民生衛生対策部

対策部名	班 名	所掌事務	備考
民 生 衛 生 対策部 部長 1 副部長 4	民生 衛生 総務班	1 関係官庁との連絡調整に関すること。 2 民生衛生対策部内の連絡調整に関すること。 3 環境衛生に係る災害情報、被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む。）の調査収集並びに県等への報告に関すること。 4 避難所の開設及び管理に関すること。 5 福祉避難所に関すること。 6 応急仮設住宅への入居及び管理に関すること。 7 市民相談窓口の開設及び被災者相談に関すること。 8 要配慮者の実態把握及び情報提供に関すること。 9 避難行動要支援者の避難行動支援、安否及び避難情報収集に関すること。 10 避難行動要支援者の避難行動体制構築に係る支援相談窓口の設置に関すること。	福祉課 税務課 市民 環境課
	救援 援助班	1 災害救助法による災害調査及び適用に関すること。 2 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 3 義援金等に関すること。 4 ボランティア活動の情報提供に関すること。 5 被服、寝具及び生活必需品等の収集に関すること。（調達を含む。） 6 救援物資の調達に関すること。 7 社会福祉施設の被害状況の収集に関すること。 8 生活資金及び厚生資金の貸付けに関すること。	健康 増進課 介護 長寿課
	保健班	1 災害時における食品衛生に関すること。	

		こと。 5 畜産物の採取・制限及び解除に関すること。	
	林務班	1 市有林その他森林災害調査に関すること。 2 森林災害の情報収集及び報告に関すること。 3 林産物の災害調査に関すること。 4 治山，林道施設の災害に関すること。 5 山林及び林産物の汚染状況等の調査及び応急復旧に関すること。 6 林産物の採取・出荷の制限及び解除に関すること。	
	耕地班	1 耕地関係の被害状況収集及び情報並びに報告に関すること。 2 農地災害に関すること。	
	農業 施設班	1 海岸の災害に関すること。（都市建設課所管を除く。） 2 農業土木，施設の災害に関すること。 3 防災ダム及び樋門等に関すること。	
	水産班	1 水産業の災害対策に関すること。 2 水産業関係の災害調査に関すること。 3 水産業者の災害金融対策に関すること。 4 漁協その他関係団体との連絡に関すること。 5 水産物等の汚染状況等の調査及び応急復旧に関すること。 6 水産物等の採取・出荷の制限及び解除に関すること。 7 風評被害対策に関すること。	
	商工 観光班	1 商工の災害対策に関すること。 2 商工観光関係の災害調査及び報告に関すること。 3 災商工観光業者の災害金融対策に関すること。 4 観光客の安全対策に関すること。 5 災害用物資のあっせんに関すること。 6 商工会議所，観光連盟その他関係団体との連絡に関すること。	

4 土木対策部

対策部名	班 名	所掌事務	備考
土 木 対策部 部長 1 副部長 1	土木 総務班	1 土木対策部内の連絡調整に関すること。 2 土木対策部の所管に係る災害情報，被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む。）の報告に関すること。 3 水位，流量その他の情報に関すること。 4 災害時における公共施設の監視に関すること。	都市 建設課

		5 水防法に基づく諸対策に関する事。	
	土木・都市施設班	1 河川，堤防の災害対策に関する事。 2 地すべり，崩土対策に関する事。	
	建築・住宅班	1 建築物の災害防止に関する事。 2 災害住宅の応急修理に関する事。 3 応急仮設住宅の設置及び資材の調整に関する事。 4 住宅等の汚染の除去等に関する事。	
	道路維持班	1 道路，橋りょうの災害対策に関する事。 2 災害時における道路及び橋りょうの使用に関する事。 3 災害直後の障害物の除去に関する事。 4 道路の汚染の除去等に関する事。	
	労務班	1 労務の供給に関する事。 2 応急災害対策用自動車の配車に関する事。	

5 教育対策部

対策部名	班 名	所掌事務	備考
教育 対策部 部長 1 副部長 3	教育総務班	1 教育対策部内の連絡調整に関する事。 2 本部長の指示に基づく職員の動員，配置及び勤務に関する事。 3 教育対策部の所管に係る災害情報，被害状況及び応急対策状況（救助活動を含む。）の調査収集並びに報告に関する事。 4 各種団体等の連絡調整に関する事。	教育 総務課 学校 教育課 生涯 学習課
	指導班	1 児童・生徒の避難に関する事。 2 災害時の教育指導に関する事。 3 児童・生徒に対する学用品等の給与に関する事。	学校給食 センター
	施設班	1 教育施設の災害調査及び応急対策に関する事。 2 教育施設等の汚染の除去等に関する事。	スポーツ 推進課

6 水道対策部

対策部名	班 名	所掌事務	備考
水道 対策部 部長 1 副部長 1	給水班	給水全般に関する事。	水道課
	工務班	水道災害対策に関する事。	

7 消防対策部

対策部名	班 名	所掌事務	備考
消 防 対策部 部長 1 副部長 1	消防 総務班	1 消防対策部内の連絡調整に関する事 2 関係官庁との連絡調整に関する事	消防署 消防団
	消防班	消防団の出動，配備及び連絡調整に関する事	
	警防班	1 被災地における警備計画，警戒及び防ぎよに関する事 2 被災地の救急救助及び捜索に関する事 3 避難の警告及び誘導に関する事 4 その他消防本部の所管に係る災害応急対策に関する事 5 緊急事態応急対策実施区域の市民等に係る立入りの制限・解除に関する事 6 県が行う警戒警備体制等への協力に関する事	
	危険 物班	危険物施設の所有者及び危険物取扱者との連絡調整に関する事	

表 2－2－4 現地災害対策本部等の組織

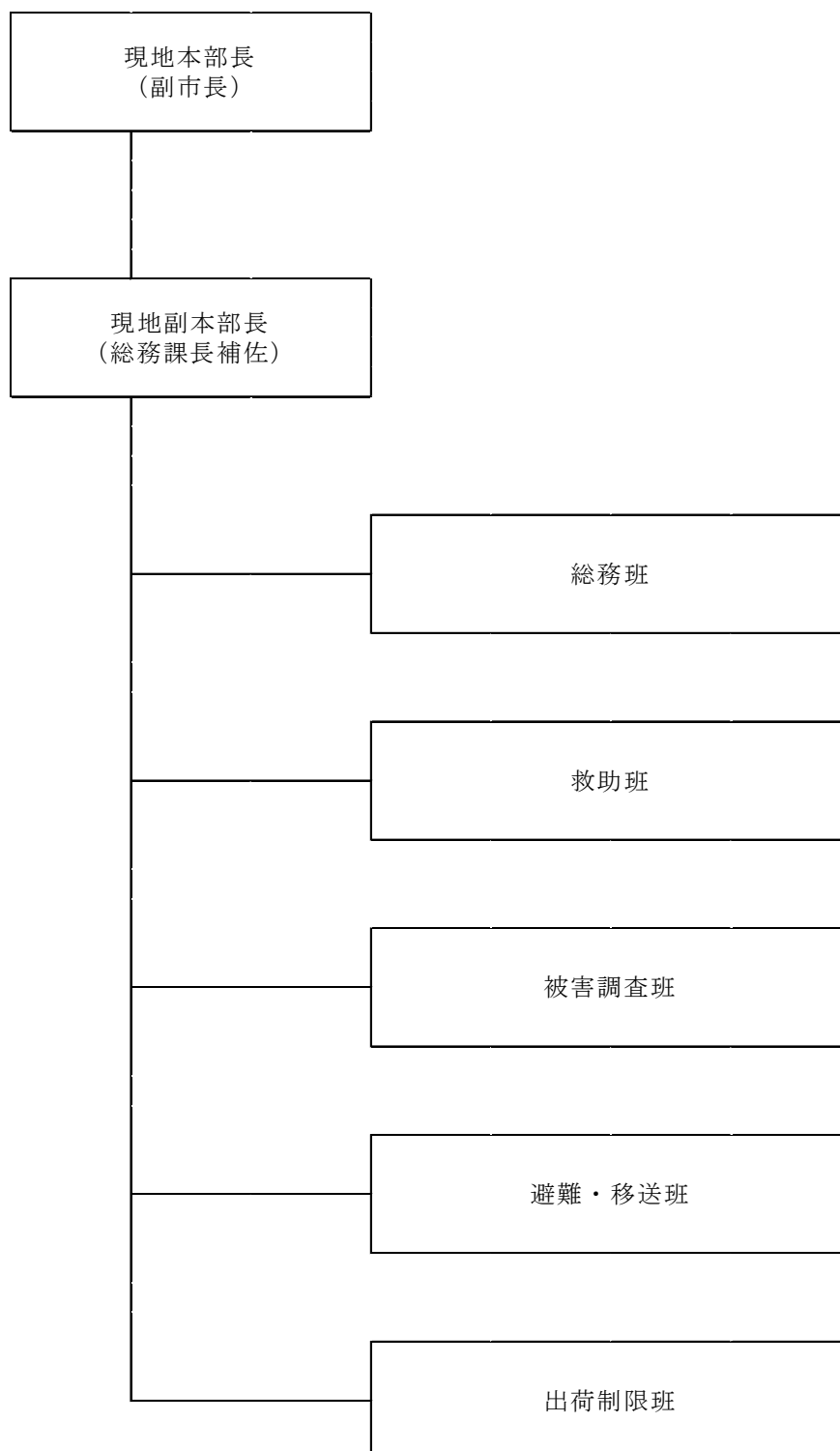


表 2 - 2 - 5 現地災害対策本部等の組織，構成，所掌事務

現地本部長	副市長（災害対策本部副本部長兼務）
現地副本部長	総務課長補佐
要 員	総務担当 ：総務課 救助担当 ：福祉課，健康増進課，介護長寿課 被害調査 ：都市建設課，農政課，水道課 避難・移送担当 ：消防本部 出荷制限担当 ：農政課，水産林務課，市民環境課
所掌事務	・ 災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・ 災害状況の収集伝達に関すること。 ・ 住民等に対する情報伝達，指示伝達及び相談窓口に関すること。 ・ 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る住民への伝達に関すること。 ・ 住民避難等についての住民への指示・伝達に関すること。 ・ 緊急被ばく医療への協力に関すること。 ・ 緊急時モニタリングへの協力に関すること。 ・ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る連絡調整に関すること。 ・ その他必要な事項

第3 緊急時体制

1 緊急時体制における災害対策本部の運営

原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、緊急時体制をとる。

緊急時体制における原子力災害対策合同協議会の構成員等は、次の表2-2-6「原子力災害合同対策協議会の構成員等」のとおりとする。

表2-2-6 原子力災害合同対策協議会の構成員等

(1) 合同対策協議会（緊急事態対応方針決定会議）の構成員

構 成 員	副市長（現地本部長）	
補助構成員	総務課職員その他必要な者	
機 能 及 び 任 務	関係者の情報共有相互協力のための調整	・ オフサイトセンター内の情報共有 ・ 各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・ 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・ 緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡 ・ 各班からの緊急事態対応方針の実施状況の確認 ・ オンサイトの状況等に係るプレス発表内容の確認 ・ 緊急事態応急対策実施区域の拡張，縮小，緊急事態解除宣言等についての国の対策本部へ提言

(2) 機能グループの主な業務等

機能グループ	主な業務	
総括班	総合調整	○総括担当会議 ・ 現地対策本部長，副本部長等の補佐業務 ・ オフサイトセンターの運営・管理 ・ 合同対策協議会の運営・事務（資料とりまとめ，議事録作成等） ・ 合同対策協議会の決定事項の関係機関（構成員となっているが出られなかった機関）への伝達 ・ 各機能班の情報の集約及び総合調整 ・ 県，市町村，指定地方行政機関，指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動情報，被害状況等の情報のとりまとめ及びそれらの各機関の防災活動状況等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。），国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）への支援要請に関する原子力規制庁緊急時対応センター（以下「E R C」という。）チーム総括班への要請依頼 ・ その他重要事項に関する総合調整 ・ 原災本部長の指示等（各班担当の指示は除く。）の現地対策本部の各機能班，地方公共団体，関係機関等への周知 ・ 官邸チーム総括班，E R Cチーム総括班，県・市町村災害対策本部との連絡・調整 ○記録担当業務 ・ 現地対策本部における資料管理保存，議事録作成等 ・ 現地対策本部各機能班の情報の集約，記録 ・ 現地対策本部における各事象のクロノロジーの作成
広報班	報道機関等対応，住民等への広報	○総括担当業務 ・ 現地対策本部における記者会見等の調整及び記者発表資料の作成 ・ 現地の記者からの問い合わせ対応 ・ 官邸チーム広報班及びE R Cチーム広報班との情報連絡

		○問合せ担当業務 ・ 地方公共団体が実施する一般の方からの問合せ対応支援（プレス対応資料の共有等）報道機関等への対応 ・ 住民等への対応
放射線班	放射線に関する情報共有・調整	○総括担当業務 ・ 緊急時モニタリング等に関する合同対策協議会資料の作成 ・ 現地各機能班への放射線班に関する情報の共有 ・ E R Cチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整 ○放射性物質汚染対策担当業務 ・ 除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての調整
医療班	被災者に対する医療活動の把握	○総括担当業務 ・ 被ばく医療活動等に関する合同対策協議会資料の作成 ・ 官邸チーム医療班及びE R Cチーム医療班との情報共有・調整 ○被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 ・ 被ばく医療に係る医療チーム要員の派遣先の調整 ・ 関係機関における、被ばく患者の搬送等が円滑に行われるよう措置 ・ 県災害対策本部等に対する被ばく医療に関して指導・助言 ・ 原子力災害対策指針に定める基準等を踏まえ、避難所等に設置された救護所等において、関係機関からの派遣要員と協力して、避難住民の汚染の測定、除染等の支援等 ・ 救護所、医療機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、E R Cチーム医療班に依頼し、関係機関に支援を要請するとともに、要員・資機材の配置に関する調整を実施 ・ 避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握に努め、E R Cチーム医療班に報告 ○安定ヨウ素剤担当業務 ・ 官邸チーム医療班が決定した安定ヨウ素剤服用指示の内容についての関係地方公共団体への伝達

		・ 避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，必要に応じた安定ヨウ素剤，医師・薬剤師の確保等に係る支援 ・ 安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況について把握 ○健康調査・管理担当業務 ・ 公衆の被ばく線量の実測，原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施 ・ 健康相談窓口の設置
住民安全班	被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整	○総括担当業務 ・ 災害に関する情報（被害，避難，避難施設及び輸送手段，社会的混乱等に関する情報，災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置等）の収集，整理 ・ 住民避難，物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送，交通規制に関する情報等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・ 各機能班への住民安全班に関する情報の共有 ・ 官邸チーム住民安全班及びE R Cチーム住民安全班との情報共有・調整 ○住民避難・輸送担当業務 ・ 住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整 ・ 緊急輸送関係省庁（警察庁，防衛省，国土交通省，海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握・調整及び必要に応じ現地実動対処班に緊急輸送の依頼 ・ 緊急輸送に係る優先順位に関する調整 ・ 緊急輸送，進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整 ・ 交通規制等の状況の把握及び調整 ○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入先の確保若しくは滞在している施設敷地緊急事態要避難者に対する物資等の支援） ○住民支援・要望対応担当 ・ 避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取 ・ 地方公共団体の要望のE R Cチーム住民安全班へ

		の伝達 ・ E R C チーム住民安全班と連絡・調整し、物資関係省庁（厚生労働省，農林水産省，経済産業省及び総務省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整 ・ 関係機関からの支援申出への対応 ・ 社会秩序の維持に関する調整 ・ 被災地方公共団体への支援要員派遣
運営支援班	オフサイトセンターの管理	・ オフサイトセンターの環境整備（仮眠室の確保含む。） ・ オフサイトセンター参集者の食料等の確保（日用品の調達含む。） ・ オフサイトセンターの衛生管理 ・ オフサイトセンターにおける各種通信回線の確保 ・ その他オフサイトセンターにおける業務環境の整備に関すること ・ オフサイトセンターの放射線防護対策設備の運用に関すること ・ オフサイトセンターの出入管理（除染室を含む。）に関すること
プラントチーム	原子力事業所に関する情報の収集，整理	・ E R C チームプラント班との情報共有 ・ プラントの状況に関する現地での地方公共団体等への説明 ・ 各機能班に対し，プラントの状況に関する情報提供
実働対処班	実働組織との連絡調整	○総括担当業務 ・ オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送，物資調達・供給活動）に関する実動組織の状況に関し，現地各機能班に情報共有 ・ 現地各機能班で立案する計画につき，実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又はE R C チーム実働対処班等との連絡 ・ 調整を実施 ・ 物資調達・供給活動及び緊急輸送に関するクロノロジー作成

2 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、副市長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

3 オフサイトセンターへの職員の派遣

市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、周辺地域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

4 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

- (1) 災害状況の把握に関すること。
- (2) 国，県，九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (4) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (5) 自衛隊への派遣要請に関すること。
- (6) 串木野海上保安部への派遣要請に関すること。
- (7) バス協会等への協力要請に関すること。
- (8) 緊急被ばく医療に関すること。
- (9) 緊急時モニタリング等の協力に関すること。
- (10) 飲食物等の摂取制限及び農林畜産物の採取・出荷制限等に関すること。
- (11) 交通規制・緊急輸送等に関すること。
- (12) 原子力災害合同対策協議会及び各機能グループへの参画に関すること。
- (13) その他必要な事項

5 緊急時体制における現地本部の所掌事務

- (1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (2) 災害状況の収集伝達に関すること。
- (3) 住民避難等の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 緊急被ばく医療への協力に関すること。
- (5) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- (6) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。
- (7) その他必要な事項

6 緊急時体制の廃止及び対策本部体制への移行

原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ、国の原子力災害対策本部が廃止されたときは、緊急時体制を廃止し、対策本部体制に移

行する。

第3章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

市は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

九州電力が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 県による立入調査への同行

第1 立入調査への同行

市は、九州電力との間に締結している「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、県が防災対策に関し、発電所施設内その他必要な場所に立入調査を実施する場合で、原災法の施行に必要なときは、同行して、九州電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置について、確認するものとする。

第2 職、氏名の通知

立入調査に同行する市の職員は、「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第4条第3項の規定に基づき、九州電力に対し、職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

第4節 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、九州電力の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、**オフサイトセンター**の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関等との連携強化

- 1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定

を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第2 公共用地等の有効活用

市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、九州電力、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、九州電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

4 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

5 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、インターネットメール、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理と活用体制の整備

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び九州電力と連携して応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、常に最新のものとなるよう更新し、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

第3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、川内原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行われるよう、次のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に係る必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

1 防災行政無線の整備

市は、住民等への的確な情報伝達のため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

2 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

4 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

5 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

6 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

7 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、警戒本部体制をとるべき状況となった場合、総務課長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

1 災害対策本部等の体制整備

市は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、迅速に意思決定し、防護対策の指示を行うための体制、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法について、あらかじめ定めておくものとする。

2 オフサイトセンターにおける立上げ準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立上げ準備を行えるよう、原子力災害合同対策協議会の機能グループへの参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

第3 緊急時体制の整備

1 緊急時体制の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合、対策本部体制を緊急時体制へ移行し、応急対策が円滑に実施できるよう、職員の参集、配備体制を整備するものとする。

2 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺市町ともにオフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

3 原子力災害合同対策協議会の機能グループに配置する職員

原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国，県，市，関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することとされており，市はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割，権限等について，あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

1 職員の動員体制

市は，国，県及び関係機関等と連携し，事態が長期化した場合に備え，職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 医療関係者の配置

市は，長期間における災害対応において，職員の心身の状態を健全に維持するため，保健師，精神科医等の医療関係者の配置を検討する。

第5 防災関係機関相互の連携体制

市は，平常時から原子力防災専門官をはじめとする国，県，薩摩川内市，関係周辺市町，自衛隊，県警察，消防機関，第十管区海上保安部，医療機関，指定公共機関，指定地方公共機関，九州電力，その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し，各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め，相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は，消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進をするなど，消防相互応援体制の整備，緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに，緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順，受け入れ体制，連絡調整窓口，連絡の方法の整備に努めるものとする。

第7 自衛隊との連携体制

市は，知事に対し，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の徹底，受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また，適切な役割分担を図るとともに，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，自衛隊の災害派遣が必要なのか，平常時よりその想定を行っておくものとする。

第8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

1 他の市町村との応援協定の締結

市は，国，県と協力し，緊急時に必要な装備，資機材，人員，避難やスクリーニング（「居住者，車両，家庭動物，携行品等の放射線量の測定」をいう。

以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請のほか、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

2 応援要請に必要な準備

市は、九州電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第9 オフサイトセンター

市は、国及び県と連携し、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練を実施するとともに、市民等に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第10 モニタリング体制等

1 緊急時モニタリングの実施体制

(1) 環境放射線チーム

県は、警戒本部を設置したときは、緊急時モニタリングの準備のために直ちに環境放射線監視センター内に環境放射線チームを設置するものとする。

なお、緊急時モニタリングセンターが設置された場合には、環境放射線チームは緊急時モニタリングセンターに移行するものとする。

(2) 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（全面緊急事においては原子力災害対策本部、緊急時モニタリングに関しては以下同じ。）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、立地市、関係周辺市町、九州電力及び関係指定公共機関等の要員により編成される。

市は、緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

2 平常時からの環境放射線モニタリング

県及び九州電力は、緊急時に原子力発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施し、県内の状況把握に努めるものとする。

3 緊急時モニタリング実施体制の整備

市は、県が行う緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練の実施を通じた連携の強化等に協力し、緊急時モニタリング体制の整備に寄与するものとする。

(1) 緊急時モニタリング計画の作成への協力

市は、県が原子力災害対策指針等に基づき行う緊急時モニタリング計画の作成に協力する。

(2) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。市は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、モニタリング要員に対して、定期的に講習会に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。

(3) 訓練等を通じた測定品質の向上

市は、平常時から、訓練及び研修を通じて、測定品質の向上に努める。

(4) 緊急時予測システムの整備

ア 緊急時計算システム

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象情報や放射性物質の大気中拡散に係る機器の整備・維持を図ることとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中の拡散特性を平常時に整理しておく。

イ 緊急時対策支援システムの整備

国（原子力規制委員会）は、緊急時対策支援システム（E R S S）及び緊急時計算システムについて、自然災害により情報が途絶することがないよう適切に整備、維持、管理するものとする。

ウ 緊急時運転パラメータ伝送機器の整備

九州電力は、放射性物質の大気中拡散予測等を行うために必要な緊急時運転パラメータの伝送機能を平常時から適切に整備、維持、管理するものとする。

第 1 1 専門家の派遣要請手続

市は、九州電力より警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第 1 2 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員の確保等）を行うものとする。

第8節 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、関係市町、九州電力その他防災関係機関との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

第2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び九州電力と相互の連携を図るものとする。

第3 広域的な応援協力体制

市は、県及び関係市町と協力して、複合災害時の対応により、職員及び資機材が不足する場合に備え、広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

第4 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の整備

市は、道路等の状況等を考慮し、複合災害時でも避難が行えるよう避難計画を作成するものとする。

2 避難所の整備

市は、複合災害時の避難所の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた市民等への応急対策が的確に行われるよう体制を整備するものとする。

また、県と連携し、広域的な避難に備え、受入市町村に対し、避難の受入体制について、あらかじめ調整を図るなど、体制を整備するものとする。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 職員の派遣体制

市は、国、県及び防災関係機関と協議し、複合災害時においても、必要な職員をオフサイトセンターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

2 資機材の搬送体制

市は、国、県及び関係市町と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、搬送経路及び手法について体制の整備に努めるものとする。

3 代替輸送手段の確保

市は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

第6 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、複合災害時において、**市民等**に正確な情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ等を効果的に活用するとともに、インターネット（ホームページ、フェイスブック等のソーシャルメディア等）や緊急速報（エリアメール）等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

第7 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び九州電力と協力して、複合災害時に市民等がとるべき行動について、普及啓発活動を行う。

第8 防災業務関係者の人材育成及び防災訓練等の実施

市は、国、県及び防災関係機関と連携し、本章第**16**節に定める人材育成及び第**17**節に定める防災訓練等を実施するに当たっては、複合災害時の対応についても考慮する。

第9節 避難収容活動体制の整備

第1 避難等の方法

1 屋内退避

屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

- (1) 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、緊急事態応急対策実施区域内の屋外にいる市民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- (2) 市、消防機関、県警察等関係機関は、住民等の屋内退避の実施に当たり、避難誘導に当たるものとする。

2 コンクリート屋内退避

コンクリート屋内退避は、原則として災害対策本部長が指定するコンクリート建屋内に退避するものとする。

- (1) 災害対策本部長は、関係機関の協力のもと、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するものとし、指示に当たっては、あらかじめ指定しているコ

ンクリート建屋のうちから，原子力発電所との方位・距離等を考慮のうえ，退避するコンクリート建屋，避難経路等を指定するものとする。

- (2) 災害対策本部長は，コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したときは，職員を派遣して避難市民等の保護に当たるものとする。
- (3) 市，消防機関，県警察等関係機関は，市民等のコンクリート屋内退避の実施に当たり，避難誘導を行うものとする。
- (4) 避難誘導者は，避難市民等に対し，コンクリート屋内退避に当たっての携行品を必要最小限に制限し，円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

3 避難

避難は，原則として緊急事態応急対策実施区域外（海上にあっては警戒区域外）に退避するものとする。

- (1) 災害対策本部長は，関係機関の協力のもと，市民等に対し避難を指示するものとし，指示に当たっては，あらかじめ指定している避難所のうちから，原子力発電所からの方角・距離等を考慮のうえ，避難する避難所，避難経路等を指定するものとする。
- (2) 災害対策本部長は，避難所に職員を派遣して避難市民等の保護に当たるものとする。
- (3) 市，消防機関，県警察等関係機関は，市民等の避難の実施に当たり，避難誘導を行うものとする。
- (4) 避難誘導者は，避難市民等に対し，避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し，円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。
- (5) 県，第十管区海上保安本部，県警察等関係機関は，警戒区域内の海上の船舶に対し，速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

第2 避難計画の作成

市は，国，県及び九州電力の協力のもと，屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

1 U P Z 内の避難計画

原子力災害対策指針に基づき，段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし，避難計画を策定するものとする。

2 留意事項

- (1) 避難先からの更なる避難を避けるため，避難先はU P Z 外とする。
- (2) 県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては，国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

- (3) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- (4) 避難計画には、地区毎に集合場所、主要な避難経路（幹線道路）、避難所を明示する。

3 避難施設等調整システムの整備

県は、ＵＰＺ内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合に備え、あらかじめ選定した避難先等を登録した避難施設等調整システムを整備するものとする。

第3 避難所等の整備

1 避難所等の整備

市は、公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

3 コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、

市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

6 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

7 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めるものとする。

8 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。

第4 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

1 要配慮者避難支援計画等の整備

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次に取り組むものとする。

- (1) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握するとともに関係者との共有に努めるものとする。
- (2) 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- (3) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

- (4) 市は、県の助言のもと、前述の検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画を整備するものとする。

2 病院等医療機関の避難計画の整備

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についてあらかじめ計画し、避難先については、県の避難施設等調整システムにより調整されるものとする。

3 社会福祉移設の避難計画の整備等

介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についてあらかじめ計画し、避難先については、県の避難施設等調整システムにより調整されるものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第5 学校等施設における避難計画の整備

1 避難計画の作成

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

2 保護者への生徒等の引渡しに関するルールの整備

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市等と連携し、避難誘導に係る計画の作成に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画となるよう努めるものとする。

第7 市民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内避難又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第 8 市外に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、県の支援のもと、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう被災者の所在地等の情報について、避難先の市町村と共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化が図れるよう努めるものとする。

第 9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、県の支援のもと警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第 10 避難所・避難方法等の周知

1 避難所等の周知

市は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

2 市民等に提供する情報の整理

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる市民が共通して認識することが必要となることから、市は、国、県及び九州電力の協力のもと、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第 11 避難のための輸送施設の整備

市は、県等と連携して市民等の避難誘導・移送を行うための道路、港湾及び漁港の整備に努めるものとする。

第 10 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制整備

第 1 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

第 2 飲食物の出荷制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制の確保

市は、県の助言を受けながら、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制について、あらかじめ定めておくものとする。

第 1 1 節 緊急輸送活動体制の整備

第 1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第 2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

また、市の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための措置や情報版などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第 1 2 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

第 1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

第 2 救助・救急機能の強化

市は県及び九州電力と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第 3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第 4 安定ヨウ素剤の予防服用体制

市は原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

1 緊急時における配布体制の整備

(1) 医師、薬剤師の手配等

市は、県と連携し、緊急時に市民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

(2) 説明書等の準備

市は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う市民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

2 副作用の対処に伴う体制整備

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した市民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

第5 消火活動体制の整備

市は、平常時から県、九州電力等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

1 資機材の計画的な整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。

2 関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第7 物資の調達、供給活動体制の整備

1 物資の調達等体制の整備

(1) 調達等体制の整備

市は、国、県及び九州電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

(2) 物資の備蓄等

市は、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

2 物資の緊急輸送活動体制の整備

市は、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 国や県の支援体制

(1) 国の支援体制

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災市町村からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。

(2) 県の支援体制

県は、災害の規模等に鑑み、立地市、関係周辺市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

第13節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 市民等に提供すべき情報の整理

市は、国及び県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

第2 情報伝達体制の整備

1 情報伝達施設・設備の整備

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備、活用等を図るものとする。

2 市民相談窓口の設置等

市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

3 要配慮者への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備に努めるものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第14節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第15節 原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

第1 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、国、県及び九州電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 川内原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所、放射線防護対策が実施された屋内退避施設等に関すること
- (7) 要配慮者等への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (10) その他原子力防災に関すること

第2 社会教育を通じての啓発

市及び市教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

1 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とするものとする。

2 啓発の方法

各種講座・学級，集会，大会，学習会，研修会等において実施するものとする。

第3 各種団体を通じての啓発

市は，各種団体に対し，研修会，講演会，DVD等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め，各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

第4 防災教育の充実

市は，教育機関，民間団体等との密接な連携のもと，防災教育を実施するものとし，教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第5 要配慮者への配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては，要配慮者へ十分に配慮することにより，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等，男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第6 避難状況の確実な把握

市は，避難状況の確実な把握に向けて，住民等が，市が指定した避難所以外に避難をした場合等には，市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう住民等へ周知するものとする。

第7 資料等の整理，教訓等の情報発信

1 資料の収集・整理

市は，国及び県と連携し，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

2 教訓等の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，市は，国及び県と連携し，災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第16節 防災業務関係者の人材育成

市は，国及び県と連携し，応急対策全般への対応力を高めることにより，原子力防災対策の円滑な実施を図るため，国，指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施

する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等，人材育成に努めるものとする。

また，国及び防災関係機関と連携して，次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を，必要に応じ実施するものとする。

また，研修成果については，訓練等において具体的に確認するとともに，緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など，原子力災害対策の特殊性を踏まえ，研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 川内原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリングの実施方法，機器，モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に市，県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第 17 節 防災訓練等の実施

第 1 訓練計画の策定

1 市の訓練計画

市は，国，県，九州電力等関係機関の支援のもと，次の項目を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) オフサイトセンターへの参集，立上げ，運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急被ばく医療訓練
- (6) 住民等に対する情報伝達訓練
- (7) 住民避難訓練
- (8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

2 国の総合的な防災訓練計画

市は，原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練を行うに際しては，住民避難及び住民等に対する情報提供等市が行うべき防災対策や複合災害，重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど，訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、九州電力等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

2 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、九州電力等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価等

1 実践的な訓練の実施

市は、訓練を実施するに当たり、全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救助活動等の連携強化に留意するものとする。

2 訓練の評価と防災体制の改善

市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、九州電力と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関にあっては、次により対応するものとする。

第1 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防保安課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、九州電力等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

第2 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、九州電力等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

第3 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、九州電力等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

第4 県及び市町村

市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第19節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

1 情報収集事態が発生した場合

(1) 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

(2) 市からの連絡

市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合は、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

2 警戒事態が発生した場合

(1) 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、警戒事態の発生又は発見の通報を受けた場合は、直ちに原子力規制委員会をはじめ県、立地市、関係周辺市町、関係機関等へ連絡するものとする。

(2) 原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。

(3) 市からの連絡

市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

3 九州電力からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

(1) 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

これらの連絡系統は図4-1-1、4-1-2「連絡系統図」のとおりとする。

(2) 原子力緊急事態宣言の判断等の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、県、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

(3) 屋内退避実施等の要請

原子力規制委員会は、関係市町に対し、屋内退避の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）の協力を要請するものとする。

(4) 国の職員による現場の状況等確認後の連絡

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県に連絡するものとする。

(5) 県からの関係機関等への連絡

県は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、立地市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- ・ 立地市と同様の情報を関係周辺市町及び受入市町村等に連絡
- ・ 連絡の際は、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮してほしい旨をUPZ内の住民等に伝達するように依頼
- ・ 必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡

(6) 市からの連絡

市は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合

(1) 原子力防災専門官への連絡等

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がない状態において県が設置している環境放射線監視テレメータシステムにより、モニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ九州電力に確認を行うものとする。

(2) 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、九州電力に施設の状況確認を行い、その結果を速やかに県に連絡するものとする。

県は、その結果を受け、施設敷地緊急事態の発生を確認した場合には、直ちに立地市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

図4-1-1 連絡系統図

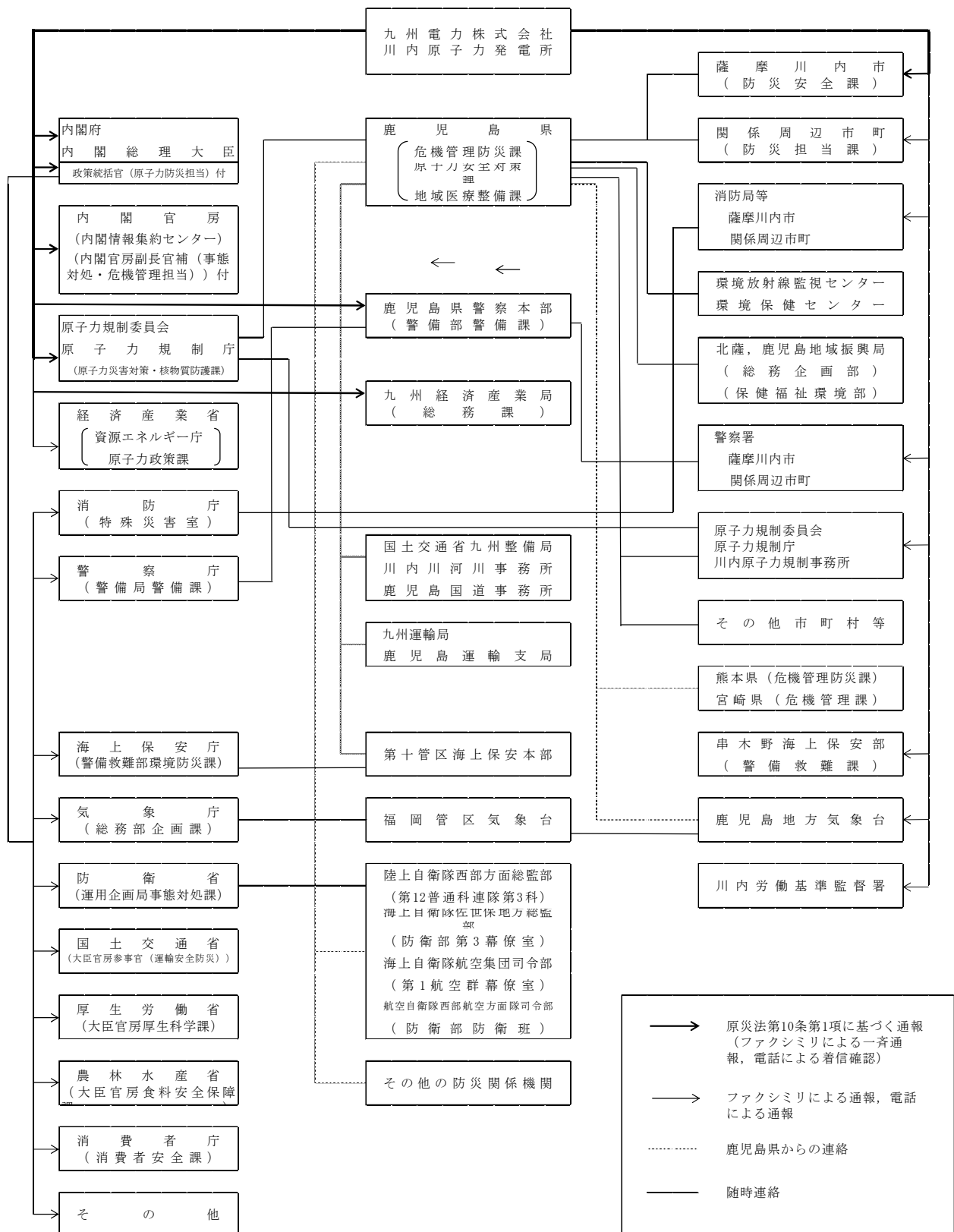
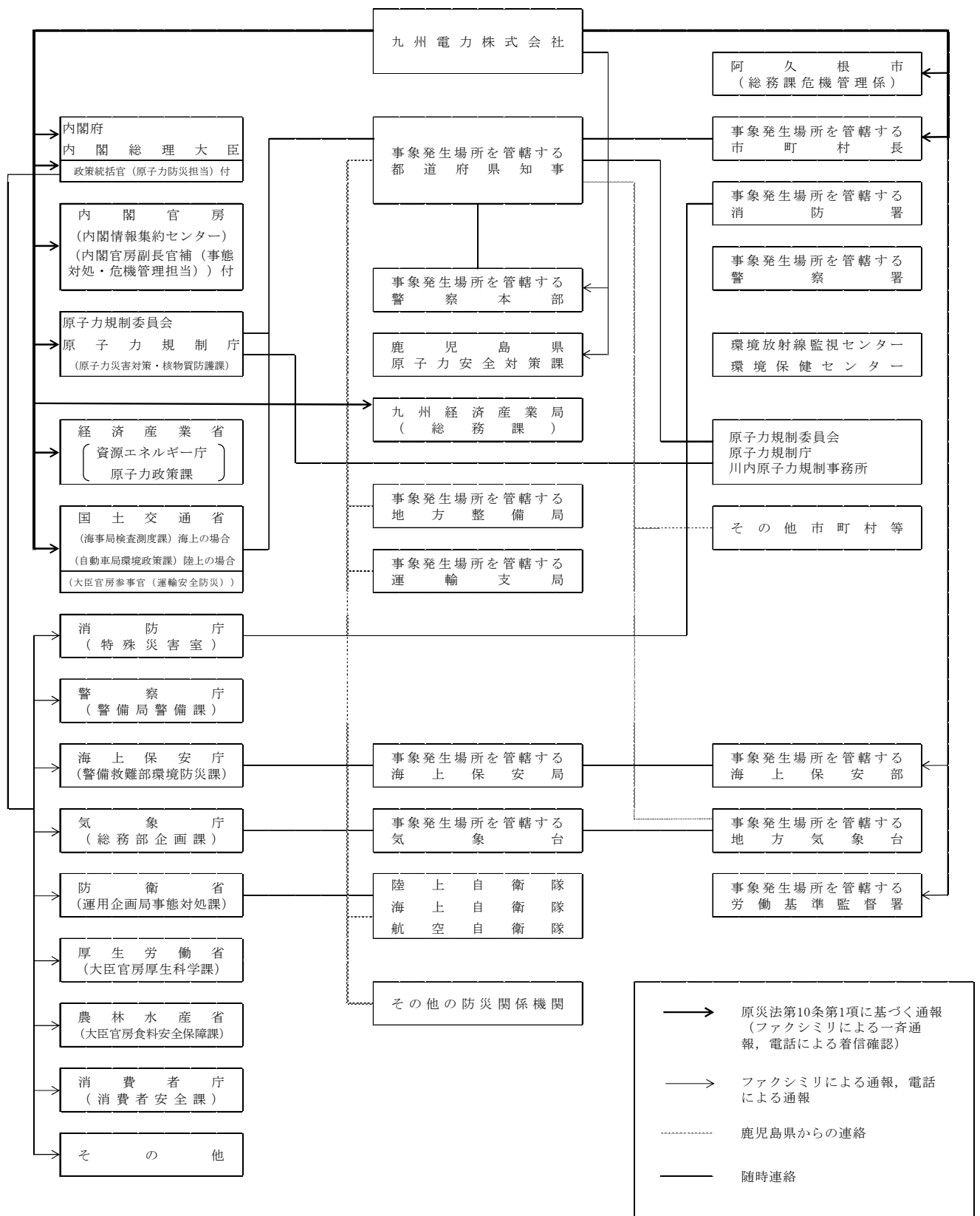


図 4 - 1 - 2 連絡系統図（核燃料物質等の運搬中の場合）



第2 応急対策活動情報の連絡

1 警戒事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 九州電力からの連絡等

九州電力は、市をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、立地市、関係周辺市町、県警察本部、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、国事故警戒本部及び国事故現地警戒本部に連絡するものとする。

(2) 国との連携

市は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

(3) 県及び関係周辺市町との連携

市、県、立地市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

(4) 関係機関等との連携

市は、受入市町村、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(5) 国事故現地警戒本部との連携

市は、国事故現地警戒本部との連携を密にするものとする。

2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 九州電力からの連絡等

九州電力は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、消防機関、海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

(2) 国との連携

市は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

(3) 県及び関係周辺市町との連携

市、県、関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

(4) 関係機関等との連携

市は、受入市町村、自衛隊、第十管区海上保安部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受け

た事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。

(5) 現地事故対策連絡会議との連携

市は，国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(6) 市からの関係機関等への連絡

市は，事故の状況や，モニタリング情報，被害状況，避難等の状況，医療活動情報などの応急対策活動内容について，自治会等関係機関へ電話・FAX等を利用して連絡を行う。

3 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）

(1) 九州電力からの連絡等

九州電力の原子力防災管理者は，全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合，直ちに市をはじめ官邸（内閣官房），原子力規制委員会，内閣府，県，県警察本部，消防機関，海上保安部署，自衛隊，原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに，主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

(2) 全面緊急事態の連絡

原子力規制委員会は，全面緊急事態が発生したと判断した場合は，直ちに指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとする。

(3) オフサイトセンターでの対応

市は，国・県の現地対策本部，指定公共機関，県，指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともに，オフサイトセンターにおいて，発電所の状況の把握，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班グループにそれぞれ職員を配置することにより，常時継続的に必要な情報を共有するとともに，市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

また，市は，オフサイトセンターに派遣した職員に対し，市が行う緊急事態応急対策活動の状況，被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

(4) 原子力防災専門官の対応

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は，オフサイトセンターにおいて，必要な情報の収集・整理を行うとともに，市及び県をはじめ九州電力，関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとする。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

1 国の指示等の確実な伝達

原子力規制委員会は，関係地方公共団体及び市民等に対して，必要に応じ，衛星電話，インターネットメール，全国瞬時警報システム（J-ALERT）等多様な通信手段を用いて，原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。

2 県から市への連絡

県は、国から伝達された内容を市に確実に連絡するものとする。

なお、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し確実な伝達を図るものとする。

第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

市は、第2章第1節の災害応急対策における対応基準及び第2章第2節の防災活動体制並びに以下の体制に基づき、災害応急体制をとるものとする。

第2 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第3 応援要請及び職員の派遣要請等

1 他市町村等に対する応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

また、市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

2 職員の派遣要請等

(1) 関係機関への職員派遣要請

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

(2) 専門的事項の援助要請

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がい予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第4 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第5 原子力被災者生活支援チームとの連携

1 原子力被災者生活支援チームの設置

国の原子力災害対策本部長は、川内原子力発電所において放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置するものとする。

2 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、県と協力し、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保

市は、県と協力し、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

(1) 適切な被ばく管理

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合に、災害対策本部（又は現地本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

(2) 二次災害の防止

二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

(1) 防護資機材の装着等の指示

災害対策本部長（又は現地部長）は、必要に応じてその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(2) 防護資機材の調達の要請等

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じて、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 放射線防護基準

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努めるものとする。

(参考) 放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業	緊急作業	
実効線量		① 5年間 100 mSv	100 mSv	250 mSv※
		② 1年間 50 mSv	—	—
		③ 3ヶ月間 5 mSv	—	—
		④ 1 mSv (妊娠中の女子)		
等価線量	眼の水晶体	1年間 150 mSv	300 mSv	
	皮膚	1年間 500 mSv		
	腹部表面	2 mSv (妊娠中の女子)	1 Sv	
			—	

※：原子力災害対策特別措置法第10条の一部及び第15条の事象が発生した場合核原料物質又は核燃料物質の製練の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）

(2) 被ばく管理

市は県と連携し、又は独自に職員の被ばく管理を行うものとし、必要に応じて除染等の医療措置を行うものとする。

4 安全対策

(1) 防護資機材の確保

市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(2) 関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

第1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、次により避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

また、複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、困難性が増すことが予想されるため、被災状況に応じてこれらの措置を検討するものとする。

1 避難準備

(1) 市民等の避難準備

市及び県は、原子力災害に伴う避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、受入市町村へ避難の受入れ準備を要請し、避難準備を整える。

(2) 病院等医療機関等の避難準備

市及び県は、病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設、不特定多数の者が利用する施設（以下「医療機関等」という。）に対し、避難計画に基づき、避難先への避難の準備を要請し、避難準備を整える。

(3) 段階的避難への配慮

市は、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、市民等に対し周知を図るものとする。

2 U P Z内における緊急時防護措置の実施

(1) 国や県の助言等

国は、放射性物質の放出後、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて市が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

県は、市からの求めに応じ、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとし、U P Z内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。

(2) 国の指示等に基づく避難等の実施

市は、施設敷地緊急事態発生時には、国、県の要請又は独自の判断により、屋内退避の準備を行うとともに、避難者の受入市町に対し、避難準備（避難所、避難誘導等）への協力を依頼する。

また、全面緊急事態に至った時には、屋内退避を行う。

なお、国・県の指示に従い、又は独自の判断により、市民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、市民等の避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請するものとする。

(3) 市長の意見陳述

市長は、国、県から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

3 避難方法

(1) 避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な市民等については、乗り合わせ若しくは、集合場所に参集し市及び県等の準備した車両により避難を行う。

避難に当たっては、自力で避難することが困難な要配慮者に十分配慮するものとする。

(2) 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、市は県に依頼することとし、県が県バス協会、消防機関、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに、避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

(3) 運送事業者への要請・指示

ア 運送の要請

県及び市は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人及び運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

イ 運送の指示

県及び市は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

4 交通誘導

(1) 県警察等による交通誘導

避難を円滑に実施するため、県警察等により避難経路の要所での交通誘導を強化する。県警察は、住民を迅速・安全に避難させることができるよう、緊急時における交通誘導を円滑に実施できる体制を整えておくものとする。

(2) 受入市町村の協力

受入市町村は、避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要な避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

5 受入市町村への指示

県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、迅速な避難を実施するため国の協力のもと、受入市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

なお、避難に当たっては、あらかじめ定めてある避難計画に基づく避難所に避難するものとするが、避難所の変更が必要な場合は、別途指示するものとする。

6 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市町村の協力

避難開始当初は、市は、市民等の迅速な避難に全力を挙げるものとし、避難所の開設等避難市民等の受入業務については、受入要請を踏まえてできるだけ受入市町村が行うなど、受入市町村は、必要な協力を積極的に行うものとする。

市は、避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣するとともに、できるだけ早期に受入市町村から避難所の運営の移管を完了するものとする。

7 家庭動物との同行避難

市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

8 市民等への避難指示

(1) 避難指示の伝達

ア 市民等への避難指示

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、テレビ、ラジオ、緊急速報（エリアメール等）等のあらゆる情報発信手段を活用して市民等に対し避難指示等の伝達に努めるものとする。

また、自治公民館、農協、漁協、要配慮者に係る施設（病院、福祉施設、学校、観光施設等）等へ電話・ファクシミリ等を利用して避難指示等の連絡を行う。

なお、連絡は、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

イ 消防機関等への協力要請

市は、避難・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や阿久根警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに、協力を要請するものとする。

ウ 避難所への市職員の派遣

市は、避難所に職員を派遣し、市災害対策本部、受入市町村及び避難市民との連絡調整に当たらせるものとする。

なお、市は、避難所においては、受入市町村の協力を得て、市民の避難状況を把握するものとする。

エ 行政機能移転の際の市民への周知

市は、市の庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できず、機能移転する場合には、その旨を市民等に周知するものとする。

オ 受入市町村における住民への周知

受入市町村は、防災行政無線、ホームページ等を利用し、避難住民の受入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に周知するものとする。

カ 市における市民等への周知

市は、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の

住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、市民等に対し、周知徹底を図るものとする。

(2) 避難誘導時の情報提供

市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、市民等に向けて避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国現地本部等に対しても情報提供するものとする。

第2 避難所等

1 避難所等の開設等の支援

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

2 避難者情報の早期把握

市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。

3 避難所の生活環境整備

(1) 生活環境の把握

市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

(2) 避難の長期化等への把握

市及び県は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

4 避難所における被災者のケア

(1) 被災者の健康状態の把握

市は、県と連携し、避難所における被災者は生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう

に努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

(2) 要配慮者への配慮

市及び県は、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

5 女性や子育て家庭への配慮

市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

6 避難の長期化に伴うホテル等の活用

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

7 住宅のあっせん等

市は、県の協力のもと、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

8 応急仮設住宅の建設等

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設するものとする。

ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第3 広域一時滞在

1 避難の長期化に伴う避難所等の検討

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判

断した場合において、原則として、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

2 県の協力

県は、市から上記の協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待つ時間的な余裕がないときは、市の要請を待たずに、広域一時滞在のための要請を市に代わって行うものとする。

3 県の助言

市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

4 国による協議の代行

国は、市及び県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うこととされている。

第4 避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施

1 国の指示による実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、スクリーニング及び除染措置を実施するよう県に指示するものとする。

2 スクリーニング等の実施

県は、原子力災害対策指針に基づき、九州電力と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難に使用された車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及びスクリーニング結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。

なお、避難に使用された車両については、避難先における放射能汚染を防止するため、避難区域外の避難経路においてスクリーニングを行い、汚染が認められた場合には、自衛隊等関係機関の協力を得て除染を行うものとする。

第5 安定ヨウ素剤の予防服用

避難又は屋内退避等の対象区域を含む市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

- (2) 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続によって配布及び服用指示を行うものとする。

第6 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めるものとする。

第7 要配慮者への配慮

1 要配慮者への配慮

市は、県及び受入市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

2 在宅の要配慮者の避難

在宅の要配慮者については、市の「災害時要援護者避難支援プラン」等に基づき、避難支援者、地元自治会、自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。

在宅の要配慮者を避難させた場合は、その旨を県に速やかに連絡するものとする。

3 病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、市及び県に対し、速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、UPZ内の病院等医療機関の避難又は一時移転が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムを活用して避難等が必要となった医療機関の入院患者の避難先となる医療機関を調整することとされている。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、国に対し、受入れ協力を要請することとされている。

4 社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は，原子力災害が発生し，避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は，あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき，職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に，入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は，市及び県に対し，速やかにその旨連絡するものとする。

5 学校等施設における避難措置

学校等施設において，生徒等の在校時に原子力災害が発生し，避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は，あらかじめ定めた避難計画等に基づき，教職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また，生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は，市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

6 避難誘導・移送体制時の留意事項

災害時に自力で避難することができない人を多数収容している施設（病院，介護施設等）や，小さな子供が多数所在している施設（保育所，幼稚園，小学校等）において，避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合には，放射線の遮へい効果や気密性が比較的高い建物などへの屋内退避措置をとり，移動手段や他の防護措置を確保し，移動によるリスクが低いことを確認できた後に，医師，看護師，介護福祉士，教諭，保育士等のサポートにより，避難を行うものとする。

第8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅，その他の不特定多数の者が利用する施設において，原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は，定めた避難計画等に基づき，施設の利用者等を避難させるものとする。

また，利用者を避難させた場合は，市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第9 警戒区域の設定，避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は，現地対策本部，関係機関等と連携し，警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について，居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため，外部から車両等が進入しないよう指導するなど，警戒区域の設定，避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部，関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

屋内退避及び避難等に関する指標（防災指針から）

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる 実効線量	放射性ヨウ素による 小児甲状腺の等 価線量	
10 ～ 50	100 ～ 500	住民は，自宅内へ屋内退避すること。その際，窓等を閉め，気密性に配慮すること。ただし，施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては，現地災害対策本部の指示があれば，コンクリート建家に退避するか，又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は，指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか，又は避難すること。

第 10 節 飲食物，生活必需品等の供給

1 ニーズに応じた物資の確保・供給

市は，県及び関係機関と協力し，被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお，必要とされる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに，要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

2 物資の被災者への供給

市は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

3 物資の調達の要請

市及び県は，供給すべき物資が不足し，調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第 5 節 治安の確保及び火災の予防

市は，緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保，火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し，万全を期すものとする。特に，避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し，盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに，国及び県と協力の上，緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限，摂取制限等

第1 出荷制限等の実施

市は，住民等に対するU P Z内の屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合，当該勧告等の対象地域において，地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

第2 汚染検査の実施

市は，原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ，国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け，又は独自の判断により，飲料水の検査を実施する。食品については，必要に応じ，県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

第3 市からの摂取制限等の指示

市は，国及び県の指導・助言及び指示に基づき，代替飲食物の供給等に配慮しつつ，飲食物の出荷制限，摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

1 飲用水の摂取制限

市は，緊急事態応急対策実施区域内の市民等に対し，汚染水源の使用及び汚染飲用水の飲用を禁止するものとする。

2 飲食物の摂取制限

市は，緊急事態応急対策実施区域内の市民等に対し，汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

3 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は，緊急事態応急対策実施区域内の放射性物質による汚染の及ぶ地域の農林畜水産物の生産者，出荷機関及び市場の責任者等に対し，汚染農林畜水産物の収穫・採取禁止，出荷制限等を行うものとする。

4 摂取制限時の住民への飲食物等の供給

市は，県から，飲食物の摂取制限等の措置を指示されたときは，阿久根市地域防災計画第4編第2節「食料の供給」及び第3節「給水」に基づき，県と協力して関係住民への応急措置を講じるものとする。

(参考) 飲料水，飲食物の摂取制限に関する指標（防災指針から）

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	3×10^2 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類 (根菜・芋類を除く。)	2×10^3 ベクレル／キログラム以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	2×10^3 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5×10^2 ベクレル／キログラム以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

第7節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- (1) 第1順位 人命救助，救急活動に必要な輸送，対応方針を定める少人数グループのメンバー
- (2) 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難），災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- (3) 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員，資機材の輸送
- (4) 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- (5) 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 救助・救急活動，医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者，要配慮者等を中心とした避難者等
- (3) 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長，市災害対策本部長等）及び必要とされる資機材
- (4) コンクリート屋内退避所，避難所を維持・管理するために必要な人員，資機材
- (5) 食料，飲料水等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急輸送の実施

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位，乗員及び輸送手段の確保状況，交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

(2) 支援の要請

市は、人員，車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

さらに、市は、(1)によっても人員，車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

(参考) 調達に関し支援を要請する機関

支援内容	関係機関
車両の確保依頼	・ 公益財団法人鹿児島県バス協会 ・ 一般社団法人鹿児島県タクシー協会 ・ 公益財団法人鹿児島県トラック協会

第2 緊急輸送のための交通確保

道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

1 資機材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう必要に応じ県又は九州電力その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

2 応援の要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、九州電力等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

3 緊急消防援助隊の出動要請

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には次の事項に留意するものとする。

- (1) 救急・救助及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 市への進入経路及び集結（待機）場所 など

4 職員の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第9節 市民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行うことができる体制を整備する。

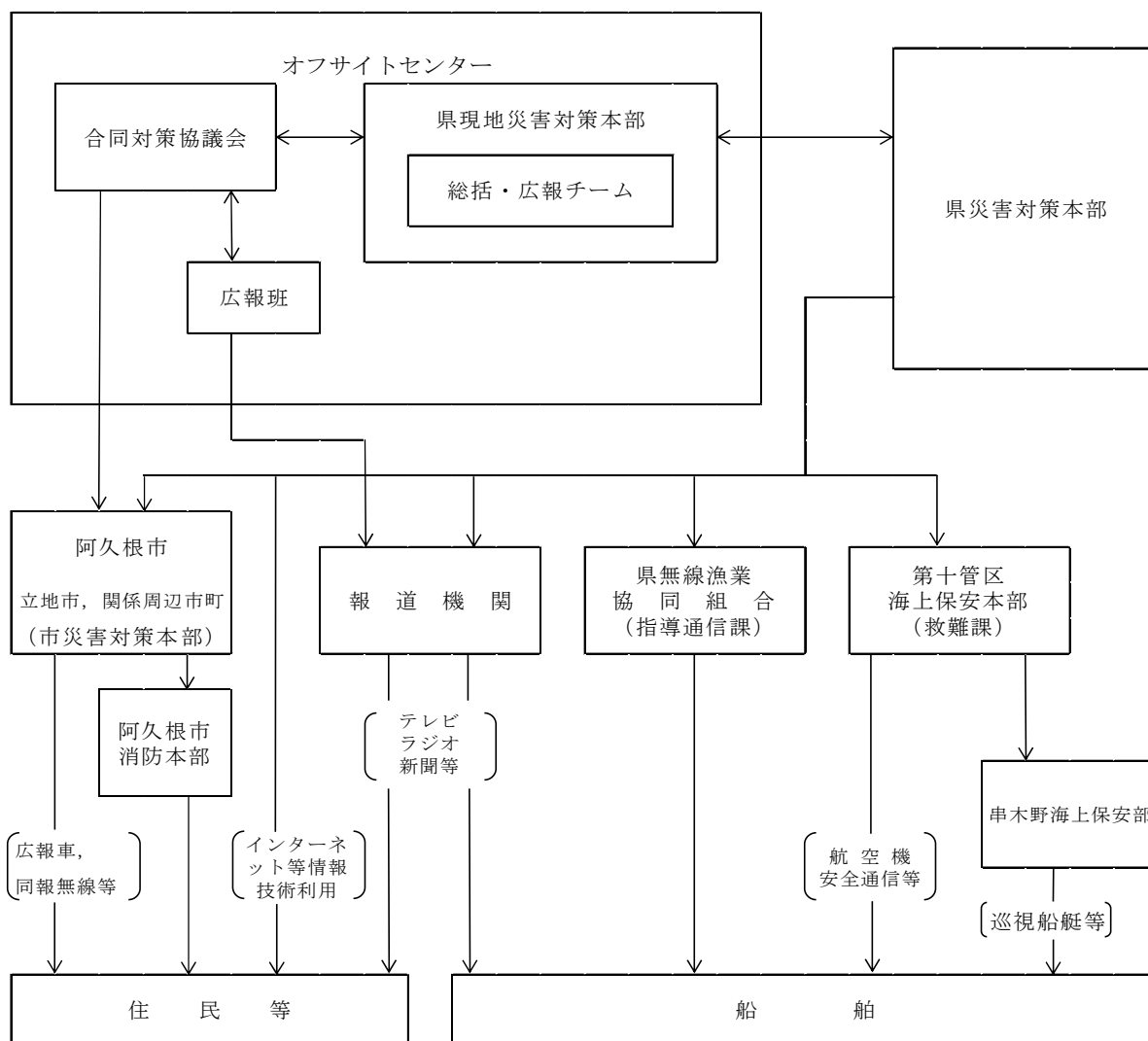
第 1 市民等への情報伝達活動

1 的確な情報提供等

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

その広報体制、主な広報事項は以下の表 5－9－1 のとおりとする。

表 5 - 9 - 1 広報体制



主な広報事項

1	異常事象が発生した施設名及び発生時刻
2	異常事象の状況と今後の予測
3	原子力発電所における対策状況
4	市，県，オフサイトセンター及び防災関係機関の対策状況
5	市民等が取るべき行動及び注意事項
6	その他必要と認める事項

2 様々な手段を活用した情報提供

市は、住民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

3 市民等のニーズを踏まえた情報提供

市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（川内原子力発電所の事故の状況、緊急時モニタリングの結果及び、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

4 情報提供時の留意事項

市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、国現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町村、九州電力等と相互に連絡を**取り合う**ものとする。

5 報道機関の協力やインターネット等の活用

市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

6 被災者への適切な情報提供

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに**鑑み**、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

7 避難状況の確実な把握

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう住民等へ周知するものとする。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町村、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生の報道を受けて、国内・国外から多く寄せられる善意の支援申し入れについて、市は、適切に対応するものとする。

第1 ボランティアの受入れ等

1 被災地のニーズの把握・調整等

市、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

2 受入時の配慮

ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 被災地のニーズの広報

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 義援物資を提供する場合の配慮

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ・迅速な配分

義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、立地市、関係周辺市町とも十分協議の上、定めるものとする。

その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機能の移転及び業務継続に係る措置

1 行政機能の移転

市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

2 行政機能移転先での必要な業務の実施

市は、あらかじめ業務継続計画を定め、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務について、退避先において継続して実施するものとする。

3 県の支援

県は、市庁舎が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第12節 家畜の使用管理・飼料管理の指導

市は、放射性物質を含む可能性のある飼料等が家畜に給与されることがないように、国・県・関係機関・団体と連携の上、農家及び飼料取扱い業者に対し、放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施するものとする。

第5章 複合災害時対策

第1節 基本方針

本章は、複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないよう、以下の事項について特に留意して取り組むものとする。

第2節 災害応急体制

複合災害時における災害応急体制は、第2章第1節に準じる。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うこととする。

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

第4節 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

第1 屋内退避、避難等の対応方針

1 初期段階での避難等の検討

複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、市は、県と連携して、防護措置について初期対応段階で検討するものとする。

2 被災状況に応じた避難、屋内退避等の検討

屋内退避、避難等の防護措置は、第4章第4節を基本としたうえで、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、屋内退避、避難等を検討するものとする。

3 地震により家屋による屋内退避ができない場合の考え方

UPZ内において、地震により家屋が倒壊したり、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。

その上で、仮に、近隣の避難所に収容できない場合には、地震による影響がない避難所をUPZ内外を含め選定し、避難させるなど、状況に応じ柔軟に対応するものとする。

第2 避難誘導時の配慮

1 危険箇所の情報提供

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と連携し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

2 関係機関等の協力

市は、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、住民、自主防災組織及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

第3 広域避難体制

1 避難所等の被害状況把握

市は、複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握するものとする。

2 受入市としての協力

市は、薩摩川内市等が、区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施に協力するものとする。

3 避難経路

避難経路については、努めて幹線道路や高規格幹線道路を通ることとするが、道路の被災状況に応じて対応するものとする。

4 避難先での地域コミュニティの維持

市は、避難先について、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう努めるものとする。

5 避難等の長期化による物資の確保等

市は、県及びその他防災関係機関と連携し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保について対策を実施する。

6 避難所における情報提供

市は、県と連携し、避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

7 応急仮設住宅の供給

市は、県と連携し、災害のため、住家が全焼、全壊、流失又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

第5節 緊急輸送活動体制の確立

第1 代替輸送道路の確保

市は、複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県及び指定地方行政機関と連携し、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送道路を確保する。

第2 車両等の確保等

市は、県及びその他防災関係機関と連携し、状況の進展に備えて即時に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

第3 代替輸送手段の調整

県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

第6節 救助・救急、消火及び医療活動

市は、県、県警察等と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

第7節 市民等への的確な情報伝達活動

第1 原子力発電所の定期的な広報

市は、国及び県と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、防災行政無線等によりその旨を定期的に広報するものとする。

第2 情報伝達手段の確保

市は、複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

第3 市民相談窓口の設置

県は、災害対策本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を県行政庁舎内に開設するものとする。

また、市においても、必要に応じて、設置場所の選定を行い、相談窓口を開設するものとする。

第6章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第1 汚染が著しい区域の避難区域設定等

市は、原子力災害事後対策実施区域において、放射性物質の汚染が著しい場合、国及び県と協議の上、避難のための立退き又は屋内退避の必要があると認めるときは避難区域を、立入の制限や禁止、退去の必要があると認めるときは警戒区域を設定するものとする。

第2 警戒区域設定に伴う市への支援

市は、国と連携して原子力災害事後対策実施区域において警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定に当たり、県に支援を求めることができるものとする。

第3 県への報告

市は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を県に報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等について、あらかじめ様式を定め、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を記録するものとする。

第2 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林畜水産業等の受けた影響について調査するものとし、市は、これに協力するものとする。

第3 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

第1 生活再建等への支援

市は、国及び県と連携し、被災した住民等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給及びその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第2 相談窓口等の設置等によるサービスの提供

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市外に避難した住民等に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第3 支援の機動的・弾力的推進

市は、県と連携し、被災した住民等の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第1 放射能汚染状況等の公表等

農林畜水産業、地場産業の産品等について、県等が実施した放射能汚染状況の調査結果を公表するとともに、必要な場合には、証明書の発行等の対応を実施するものとする。

第2 地域経済への影響の把握

緊急事態応急対策実施区域あるいは市内における農林畜水産業，商工業，観光産業等地域経済への影響を把握するものとする。

第3 適正な流通の促進

- 1 市産品等に対する市場や消費者の動向を把握するものとする。
- 2 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために，農林畜水産業，地場産業の産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第4 風評被害の対応体制の整備

風評被害の影響は，長期間に及ぶ可能性があるため，継続的に対応が可能となる体制を整備するものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は，国及び県と連携し，必要に応じ災害復旧高度化資金貸付，小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により，設備復旧資金，運転資金の貸付を行うものとする。また，被災中小企業等に対する援助，助成措置について広く被災者に広報するとともに，相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は，国からの放射性物質による汚染状況調査，原子力災害対策指針に基づく住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し，国及び県とともに実施するものとする。

資 料

- 1 原子力事業者，国，地方公共団体が採ることを想定される措置等
- 2 防護措置実施のフロー図
- 3 川内原子力発電所におけるEALについて
- 4 OILと防護措置について
- 5 避難に当たっての住民等への指示事項
- 6 避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点
- 7 避難所における住民等に対する留意事項

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(2/2)

(※電用原子炉(第2(3)②(1)ただし書の場合を除く))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

	PAZ(～概ね5km)※1			UPZ(概ね5～30km)			UPZ外(概ね30km～)		
	体制形態	体制強化	防護措置	体制形態	体制強化	防護措置	体制形態	体制強化	防護措置
O I 1	原子力事業者	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-
	公共団体	-	-	-	-	避難	-	-	-
	自治体	-	-	-	-	避難	-	-	-
	国	-	-	-	-	避難	-	-	-
O I 2	原子力事業者	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-
	公共団体	-	-	-	-	避難	-	-	-
	自治体	-	-	-	-	避難	-	-	-
	国	-	-	-	-	避難	-	-	-
O I 3	原子力事業者	-	-	-	国及び自治体へ通報	-	-	-	-
	公共団体	-	-	-	-	避難	-	-	-
	自治体	-	-	-	-	避難	-	-	-
	国	-	-	-	-	避難	-	-	-

※1・・・緊急事態区分の広域緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(2/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合に限る))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動とすることとする。

UPZ				UPZ外			
UPZ				※防護措置や協力が必要と判断された範囲に属する			
体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O-1-1 原子力事業者、 地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	【避難】 ・避難の実施	-	【避難】 ・(注)避難の実施	-	【避難】 ・(注)避難の実施
O-1-2 原子力事業者、 国	-	・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・(注)自治体への避難の実施を指示	-	【避難】 ・(注)自治体への避難の実施を指示
	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・(注)自治体への避難の実施を指示	-	【避難】 ・(注)自治体への避難の実施を指示
O-1-4 原子力事業者、 地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・(注)自治体への避難の実施を指示	-	【避難】 ・(注)自治体への避難の実施を指示
O-1-6 原子力事業者、 地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・(注)自治体への避難の実施を指示	-	【避難】 ・(注)自治体への避難の実施を指示

※ 第2(3)②(i)～(k)に附けるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

[illegible]

※ 第2(3)②(v)に掲げるもの。

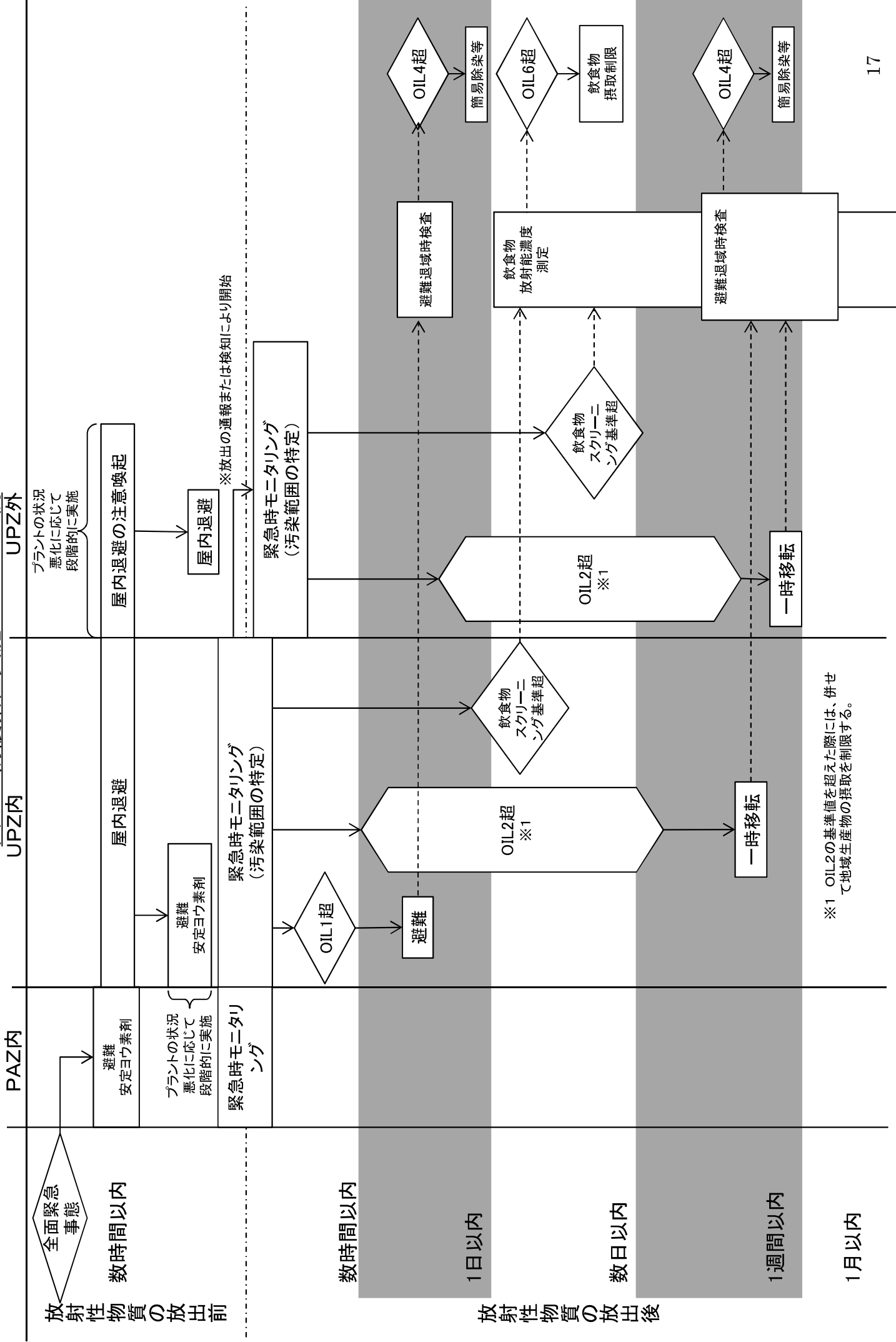
表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(2/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※))

当該原子力事業者が探るべき他の公共団体等 【原子力施設近隣における重点的な対応】 ※地域の実情に宜し、隣接市町村を含む。			
実施主体	実施措置	モニタリング	防護措置
○ 1 - 1 原子力事業者 公共団体内 国	-	・進及び自治体へ通知	-
	-	・住民等への情報伝達 実施	・緊急時モニタリングの 実施 ・避難の実施
	-	・自治体への情報提供 ・自治体等を通じて 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・避難計画の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な 者の一時避難を含む)を指示
	-	・進及び自治体へ通知	・緊急時モニタリングの 実施及び支援
○ 1 - 2 原子力事業者 公共団体内 国	-	・住民等への情報伝達 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
	-	・自治体への情報提供 ・自治体等を通じて 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援
	-	・進及び自治体へ通知	・緊急時モニタリングの 実施
	-	・自治体への情報提供 ・自治体等を通じて 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援
○ 1 - 4 原子力事業者 公共団体内 国	-	・進及び自治体へ通知	・緊急時モニタリングの 実施及び支援
	-	・住民等への情報伝達 実施	・緊急時モニタリングの 実施 ・避難の実施
	-	・自治体への情報提供 ・自治体等を通じて 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・避難計画の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な 者の一時避難を含む)を指示
	-	・進及び自治体へ通知	・緊急時モニタリングの 実施及び支援
○ 1 - 5 原子力事業者 公共団体内 国	-	・進及び自治体へ通知	・緊急時モニタリングの 実施及び支援
	-	・住民等への情報伝達 実施	・緊急時モニタリングの 実施 ・避難の実施
	-	・自治体への情報提供 ・自治体等を通じて 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・避難計画の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な 者の一時避難を含む)を指示
	-	・進及び自治体へ通知	・緊急時モニタリングの 実施及び支援
○ 1 - 6 原子力事業者 公共団体内 国	-	・進及び自治体へ通知	・緊急時モニタリングの 実施及び支援
	-	・住民等への情報伝達 実施	・緊急時モニタリングの 実施 ・避難の実施
	-	・自治体への情報提供 ・自治体等を通じて 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・避難計画の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な 者の一時避難を含む)を指示
	-	・進及び自治体へ通知	・緊急時モニタリングの 実施及び支援

※ 表2の注(イ)に準ずる。

図1 防護措置実施のフローの例



川内原子力発電所における E A L について

川内原子力発電所における警戒事態を判断する E A L (1/2)	
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ (A L 1 1)	原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
2. 原子炉冷却材の漏えい (A L 2 1)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
3. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (A L 2 4)	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
4. 全交流動力電源喪失のおそれ (A L 2 5)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 1 5 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。
5. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (A L 2 9)	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
6. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (A L 3 0)	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
7. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (A L 4 2)	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

川内原子力発電所における警戒事態を判断する E A L (2/2)
8. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (A L 5 1) 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
9. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (A L 5 2) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
1 0. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (A L 5 3) 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
1 1. 外的事象（自然災害）の発生 (1) 大地震の発生 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 (2) 大津波警報の発表 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 (3) 外的事象の発生（自然災害） 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
1 2. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
1 3. その他原子炉施設の重要な故障等 原子力規制庁オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するEAL(1/5)

1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01)

【政令第4条第4項第1号】

(1) 又は (2) のいずれかに該当する場合

- (1) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたこと。

ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。

- (2) 「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したときは、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったこと。

2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)

【政令第4条第4項第2号通報事象等規則第5条第1項第1号～3号】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。

3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)

【政令第4条第4項第2号通報事象等規則第5条第1項第1号～3号】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。

4. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04)

【政令第4条第4項第3号イ】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $50\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。

又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。

5. 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05)

【政令第4条第4項第3号ロ】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が $5\ \mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。

又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。

6. 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ (SE06)

【通報事象等規則第7条第2号】

原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の高蓋然性が高い状態にあること。

7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21)

【通報事象等規則第7条第1号ロ(1)】

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

8. 蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24)

【通報事象等規則第7条第1号ロ(2)】

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断する EAL (3/5)	
9. 全交流動力電源の 30 分以上喪失 (SE 25)	【通報事象等規則第 7 条第 1 号ロ(3)】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上継続すること。
10. 直流電源の部分喪失 (SE 27)	【通報事象等規則第 7 条第 1 号ロ(4)】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。
11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE 29)	【通報事象等規則第 7 条第 1 号ロ(5)】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 30)	【通報事象等規則第 7 条第 1 号ロ(6)】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
13. 格納容器健全性喪失のおそれ (SE 41)	【通報事象等規則第 7 条第 1 号ロ(10)】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
14. 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (SE 42)	【通報事象等規則第 7 条第 1 号ロ(12)】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するEAL(4/5)	
15．原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（SE43）	【通報事象等規則第7条第1号ロ(11)】 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
16．原子炉制御室の一部機能喪失・警報喪失（SE51）	【通報事象等規則第7条第1号ロ(7)】 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
17．所内外通信連絡機能の全ての喪失（SE52）	【通報事象等規則第7条第1号ロ(8)】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
18．火災・溢水による安全機能の一部喪失（SE53）	【通報事象等規則第7条第1号ロ(9)】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
19．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55）	【通報事象等規則第7条第1号ロ(13)】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

20. 事業所外運搬での放射線量の上昇(XSE61)

【政令第4条第4項第4号外運搬通報省令第2条第1項, 第2項】

火災, 爆発その他これらに類する事象の発生の際に, 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において, 100 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたこと。

火災, 爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって, その状況に鑑み, 上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には, 当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

(注) 事業所外運搬については, 原子力災害対策指針表2に記載はない。

21. 事業所外運搬での放射性物質の漏えい(XSE62)

【政令第4条第4項第5号外運搬通報省令第3条】

火災, 爆発その他これらに類する事象の発生の際に, 当該事象に起因して, 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

(注) 事業所外運搬については, 原子力災害対策指針表2に記載はない。

- ・「政令」とは, 「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。
- ・「通報事象等規則」とは, 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。
- ・「外運搬通報省令」とは, 「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」をいう。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するEAL(1/4)

1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)

【政令第6条第3項第1号】

(1) 若しくは(2)又は(3)のいずれかに該当する場合

- (1)「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上が検出されたこと。

ただし、落雷のときに検出された場合、又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会へ報告した場合は除く。

- (2)「原災法」第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上について、ガンマ線で $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したときは、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が10分間以上継続して $5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったこと。

- (3)所在都道府県知事又は関係都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって、「原災法」第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが、二地点以上において、又は10分間以上継続して、ガンマ線で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上が検出されたこと。

ただし、落雷のときに検出された場合は除く。

2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02)

【政令第6条第4項第1号通報事象等規則第12条第1項】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分以上継続して検出されたこと。

3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03)

【政令第6条第4項第1号通報事象等規則第12条第1項】

当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして「通報事象等規則」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたこと。

4. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE04)

【政令第6条第3項第2号】

当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 5mSv/h 以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと。

又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するEAL(2/4)	
5. 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05)	【政令第6条第4項第2号】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。
6. 施設内（原子炉外）での臨界事故 (GE06)	【政令第6条第4項第3号】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。
7. 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 (GE11)	【通報事象等規則第14条第1号ロ(1)】 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE21)	【通報事象等規則第14条第1号ロ(2)】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 (GE24)	【通報事象等規則第14条第1号ロ(3)】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。
10. 全交流動力電源の1時間以上喪失 (GE25)	【通報事象等規則第14条第1号ロ(5)】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断する EAL (3/4)	
1 1. 全直流電源の 5 分以上喪失 (GE 2 7)	【通報事象等規則第 14 条第 1 号ロ(6)】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。
1 2. 炉心損傷の検出 (GE 2 8)	【通報事象等規則第 14 条第 1 号ロ(7)】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
1 3. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE 2 9)	【通報事象等規則第 14 条第 1 号ロ(8)】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
1 4. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE 3 0)	【通報事象等規則第 14 条第 1 号ロ(9)】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
1 5. 格納容器圧力の異常上昇 (GE 4 1)	【通報事象等規則第 14 条第 1 号ロ(4)】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
1 6. 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (GE 4 2)	【通報事象等規則第 14 条第 1 号ロ(11)】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するEAL(4/4)

17. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE51)

【通報事象等規則第14条第1号ロ(10)】

原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55)

【通報事象等規則第14条第1号ロ(12)】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

19. 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 (XGE61)

【政令第6条第3項第3号】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。

火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載はない。

20. 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (XGE62)

【政令第6条第4項第4号外運搬通報省令第4条】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、「外運搬通報省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

(注) 事業所外運搬については、原子力災害対策指針表2に記載はない。

表3 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難区域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			飲料水 牛乳・乳製品	
			野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	
			ウラン	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E A では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、I A E A の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

避難に当たっての住民等への指示事項

1 避難対象区域の住民等への指示事項

関係市町は、避難を実施する場合には、避難区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 電気・ガス及び水道の元栓を閉める。
- (2) 戸締りをする。
- (3) 落ち着いて行動する。
- (4) 自家用車がある場合には自家用車を利用し、ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し、用意されるバス等を利用する。
- (5) 各避難所（施設）ごとに決められた避難経路を移動する。
- (6) 避難経路においては、誘導員の指示に従う。
- (7) 住所地でない方については、自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。
30キロ圏外へ移動できない場合は、最寄りの集合場所へ移動する。

2 屋内退避対象地域の住民等への指示事項

関係市町は、屋内退避を実施する場合には、屋内退避区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民は、原則として屋内にとどまる。
- (2) 全ての窓、扉等の開口部を閉じ、全ての空調設備、換気扇等を止めて、屋内への外気の流入を防止する。
- (3) なるべく外気の流入する個所を離れて、屋内の中央にとどまる。
- (4) 食料品の容器には、フタやラップをする。
- (5) テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示・伝達又は災害情報に留意する。
- (6) 電話による行政機関への問い合わせは、極力控える。
- (7) どうしても自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝え避難する。
- (8) 住所地でない方については、速やかに自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。
30キロ圏外へ移動できない場合は、最寄りの公共施設等へ退避する。

避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

- 1 県，関係市町及び受入市町村は，避難の指示等の広報・伝達に当たり，社会的混乱を招かないよう住民等が落ち着いて行動することを周知するとともに，次の点に留意して広報・伝達する。
 - ・事実を伝えること。
 - ・最新の情報であること。
 - ・正確に伝えること。
 - ・簡潔に伝えること。
 - ・明瞭に伝えること。
 - ・礼儀正しく伝えること。
 - ・必要な情報は省略せず伝えること。
 - ・あいまいな情報は慎むこと。
 - ・繰り返し伝えること。
- 2 広報する事項は概ね次のとおりとする。
 - ・事故が発生した施設名，所在地，事故の発生日時及び事故の概要
 - ・事故の状況と今後の予測
 - ・原子力発電所における対策状況
 - ・行政機関の対策状況
 - ・対象住民等がとるべき行動
 - ・避難対象区域又は屋内退避区域
 - ・その他必要と認める事項

避難所における住民等に対する留意事項

関係市町は、避難所の住民に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、住民の不安を取り除くよう努める。

- 1 避難所においては、相互に助け合うとともに、関係市町の避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するようお願いする。
- 2 避難状況の把握への協力をお願いする。なお、避難所を離れる場合には、避難所責任者へその旨報告するようお願いする。
- 3 健康調査等を行う場合には、協力をお願いする。
- 4 不審な情報は、関係市町・警察等に確認する。また、避難住民に対し、放射線被ばくなどに対する言われなき、誹謗、中傷、差別といった事態が起こらないよう配慮する。